

由布市告示第35号

令和元年第3回由布市議会定例会を次のとおり招集する

令和元年9月2日

由布市長 相馬 尊重

1 期 日 令和元年9月9日月曜日

2 場 所 由布市議会議事堂

○開会日に応招した議員

佐藤 孝昭君	高田 龍也君
坂本 光広君	吉村 益則君
田中 廣幸君	加藤 裕三君
平松恵美男君	太田洋一郎君
加藤 幸雄君	鷲野 弘一君
甲斐 裕一君	瀧野けさ子君
佐藤 人已君	田中真理子君
工藤 安雄君	長谷川建策君
佐藤 郁夫君	

○応招しなかった議員

なし

令和元年 第3回(定例)由布市議会会議録(第1日)

令和元年9月9日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和元年9月9日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願の取下げの件について
- 日程第5 請願・陳情について
- 日程第6 報告第16号 由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について
- 日程第7 報告第17号 平成30年度由布市一般会計継続費精算報告書について
- 日程第8 報告第18号 平成30年度決算における健全化判断比率について
- 日程第9 報告第19号 平成30年度決算における資金不足比率について
- 日程第10 報告第20号 専決処分の報告について
- 日程第11 報告第21号 令和元年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価(平成30年度対象)報告について
- 日程第12 報告第22号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第13 報告第23号 専決処分の報告について
- 日程第14 認定第1号 平成30年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第2号 平成30年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第16 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第17 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第20 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて「令和元年度由布市一般会計補正予算(第3号)」
- 日程第21 議案第51号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第22 議案第52号 教育委員会委員の任命について
- 日程第23 議案第53号 由布市過疎地域自立促進計画の変更について

- 日程第24 議案第54号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係
条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第25 議案第55号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に
関する条例の制定について
- 日程第26 議案第56号 由布市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第27 議案第57号 由布市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第58号 由布市印鑑条例の一部改正について
- 日程第29 議案第59号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第30 議案第60号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部改正について
- 日程第31 議案第61号 由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正
について
- 日程第32 議案第62号 令和元年度由布市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第33 議案第63号 令和元年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第34 議案第64号 令和元年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第35 議案第65号 令和元年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第36 議案第66号 令和元年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第37 議案第67号 令和元年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第38 議案第68号 令和元年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願の取下げの件について
- 日程第5 請願・陳情について
- 日程第6 報告第16号 由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について
- 日程第7 報告第17号 平成30年度由布市一般会計継続費精算報告書について
- 日程第8 報告第18号 平成30年度決算における健全化判断比率について
- 日程第9 報告第19号 平成30年度決算における資金不足比率について
- 日程第10 報告第20号 専決処分の報告について
- 日程第11 報告第21号 令和元年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点

検・評価（平成30年度対象）報告について

- 日程第12 報告第22号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第13 報告第23号 専決処分の報告について
- 日程第14 認定第1号 平成30年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第2号 平成30年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第16 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第17 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第20 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて「令和元年度由布市一般会計補正予算（第3号）」
- 日程第21 議案第51号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第22 議案第52号 教育委員会委員の任命について
- 日程第23 議案第53号 由布市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第24 議案第54号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第25 議案第55号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の制定について
- 日程第26 議案第56号 由布市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第27 議案第57号 由布市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第58号 由布市印鑑条例の一部改正について
- 日程第29 議案第59号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第30 議案第60号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第31 議案第61号 由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第32 議案第62号 令和元年度由布市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第33 議案第63号 令和元年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第34 議案第64号 令和元年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第35 議案第65号 令和元年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第36 議案第66号 令和元年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第37 議案第67号 令和元年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第38 議案第68号 令和元年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）

出席議員（17名）

1番 佐藤 孝昭君	2番 高田 龍也君
3番 坂本 光広君	4番 吉村 益則君
5番 田中 廣幸君	6番 加藤 裕三君
7番 平松恵美男君	8番 太田洋一郎君
9番 加藤 幸雄君	10番 鷺野 弘一君
11番 甲斐 裕一君	12番 渕野けさ子君
13番 佐藤 人已君	14番 田中真理子君
15番 工藤 安雄君	16番 長谷川建策君
17番 佐藤 郁夫君	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 栗嶋 忠英君	書記 一野 英実君
書記 雨宮 輝明君	

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	相馬 尊重君	副市長 ……………	太田 尚人君
教育長 ……………	加藤 淳一君	総務課長 ……………	一尾 和史君
財政課長 ……………	馬見塚量治君	総合政策課長 ……………	佐藤 公教君
税務課長 ……………	河野 克幸君	市民課長 ……………	森下 祐治君
防災安全課長 ……………	庄 忠義君	人権・同和对策課長 ……………	衛藤 誠治君
監査事務局長兼選挙管理委員会事務局長 ……………			日野 正美君
会計管理者 ……………	首藤 康志君	建設課長 ……………	佐藤 洋君
農政課長 ……………	大野 利武君	水道課長 ……………	佐藤 正秋君
農業委員会事務局長 ……………	秦 正次郎君		

福祉事務所長兼福祉課長	……………	佐藤 厚一君
健康増進課長	…………… 馬見塚美由紀君	子育て支援課長 …………… 小野嘉代子君
保険課長	…………… 武田 恭子君	商工観光課長 …………… 溝口 信一君
環境課長	…………… 後藤 睦文君	
挾間振興局長兼地域振興課長	……………	大久保隆介君
庄内振興局長兼地域振興課長	……………	生野 浩一君
湯布院振興局長兼地域振興課長	……………	衛藤 浩文君
教育次長兼教育総務課長	……………	衛藤 哲男君
学校教育課長	…………… 田代 浩樹君	社会教育課長 …………… 首藤 啓治君
スポーツ振興課長	…………… 衛藤 欣哉君	消防長 …………… 古長 清治君
代表監査委員	…………… 大塚 裕生君	

午前10時00分開会

○議長（佐藤 郁夫君） 皆さん、おはようございます。

これより、令和元年第3回由布市議会定例会を開会いたします。

まだ残暑が続いておりますから、暑くなった方は上着については脱ぐことを許可をしておきたいと思っております。

ただいまの出席議員数は17人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 郁夫君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番、佐藤孝昭君、16番、長谷川建策君の2名を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から9月27日までの19日間といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月27日までの19日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告につきましては、お手元に資料として配付いたしておりますので、お目通しをいただき、報告とさせていただきます。

次に、市長の行政報告を受けます。市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。令和元年第3回定例会の開会に当たりまして、議員の皆様方には、公私ともに大変御多忙の中御出席をいただきまして、心から感謝を申し上げます。

さて、ことしの夏は、連続して発生した台風や豪雨の影響により、各地で多くの被害が発生いたしました。近年、想像したことの無い大規模な自然災害が頻繁に発生をしております。今後も、気象情報には十分注意しながら、災害対策には万全を期していきたいというふうに考えているところでございます。

また、今月20日から「ラグビーワールドカップ2019日本大会」が開催されますが、本大会では、湯布院町出身、由布高出身の木津悠輔選手が日本代表選手に選出されました。改めて木津選手には、このたびの選出を心からお祝いを申し上げますとともに、本番での御活躍並びに日本代表の勝利を心からお祈りを申し上げます。

さて、本定例会において提案いたすことしております報告8件、認定2件、諮問4件、承認1件、議案18件につきましては、どうか慎重なる御審議をお願いいたしますとともに、何とぞ御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

また、本日、お手元に行政報告をお配りいたしておりますので、御一読いただきますようお願い申し上げる次第ですけれども、少しお時間をいただきまして、幾つかの項目について詳細な御報告を申し上げます。

まず、7月26日には、九州地方整備局へ国道210号改修促進協議会による、由布市域・大分市域の一般国道210号の4車線化の早期整備について、大分市と合同で要望を行いました。

続いて、8月8日には、別府挾間間道路改修促進期成会による主要地方道別府挾間線道路改良事業の推進について、別府市と合同で大分県へ要望を行ったところでございます。

そして、8月28日には、竹田市で大分県市長会秋季定例会が開催され、出席をいたしました。会では、災害対応力強化のための支援など、九州市長会へ提出する議案と文化財の保護・保存・整備・活用に係る補助金の拡充など、大分県へ要望を行う議案について審議を行ったところでござ

ざいます。

8月31日には、由布高等学校振興大会を開催いたしました。由布高等学校につきましては、議員の皆様方の御協力はもちろんのこと、市民の切なる願いにより、連携型中高一貫教育校として、ことしで9年目を迎えることとなりました。

当日は、保護者の方を初め、地域の皆様方にも多数御参加をいただき、由布高等学校のさらなる発展を願う機運の高さを改めて感じた次第でございます。

また、9月4日には、8月にフランスで開催されましたバトントワーリングの世界大会で日本代表選手として出場して、見事優勝、金メダルを獲得いたしました挾間中学校の渡邊結愛さんより結果の報告がございました。

また、同じ日には、鹿児島県で8月に開催されたサッカーの九州大会において、由布川サッカースポーツ少年団が見事優勝をし、報告をいただいたところでございます。

このように由布市の未来を担う子どもたちが、幅広く活躍している姿に大変うれしく思うと同時に、今後の活躍、飛躍を大いに期待したいと願ったところでございます。

次に、5,000万円以上の工事請負契約につきましては、今回該当する案件がございません。

以上、行政報告を終わります。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、由布大分環境衛生組合議会の報告をお願いします。由布大分環境衛生組合議会議長、工藤安雄君。

○議員（15番 工藤 安雄君） 皆さん、おはようございます。由布大分環境衛生組合議会議長の工藤安雄です。令和元年第2回由布大分環境衛生組合議会臨時会が開催されましたので、その概要について報告いたします。

令和元年第2回臨時会が、8月19日午後2時から開催されました。会期は、当日1日限りとし、議事事件として議案2件が上程されました。出席議員は8名でございました。

議案について管理者より提案理由の説明があり、事務局から2件の議案について詳細説明を受けました。

審議の結果でございますが、議案第5号、由布大分環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてであります。

消費税率改正に伴い、一般廃棄物処理手数料の改正をする必要が生じたことによるものでございます。

慎重審議の結果、全員の賛成により可決されました。

次に、議案第6号、令和元年度由布大分環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,337万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総

額をそれぞれ5億1,877万8,000円とするものでございます。

歳入は、分担金及び負担金を140万8,000円減額し、繰越金を1,478万1,000円増額するものであります。

歳出は、総務費を21万3,000円増額、衛生費を11万8,000円減額、予備費を1,327万8,000円増額するものです。

慎重審議の結果、全員の賛成により可決されました。

以上で、令和元年第2回由布大分環境衛生組合議会臨時会の報告を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 由布大分環境衛生組合議会の報告が終わりました。

次に、広域連合議会の報告をお願いします。大分県後期高齢者医療広域連合議会議員、太田洋一郎君。

○議員（8番 太田洋一郎君） 皆さん、おはようございます。大分県後期高齢者医療広域連合議会の太田洋一郎です。昨日行われました会議の結果、定例会の結果を御報告させていただきます。

会議名、令和元年度大分県後期高齢者医療広域連合会第2回定例会。日時、令和元年8月5日、月曜日、午後2時より。会期は、1日とします。会場ですが、大分市の大分県医師会館6階会議室で行われました。出席状況ですが、定数26に対して出席26名です。

議事日程に入ります。

議案6号、大分県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選出についてです。

副広域連合長については、広域連合規約第13条において、その任期が関係市町村の長としての任期によると規定されていることから、長野恭紘氏の別府市長としての任期が4月29日をもって満了したことに伴い、現在空席になっていることから、4月21日の別府市長選挙で再選された長野恭紘別府市長の再任を、地方自治法第292条の規定において準用する、同法第162条及び広域連合規約第12条の3項の規定に基づき、議会の同意を得るものです。

慎重審議の結果、全会一致で同意されました。

議案7号、大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてです。

去る3月13日をもって辞職された仲家孝治氏の後任として、新たに大石祥一氏の選出を地方自治法第292条の規定において準用する、同法第196条第1項及び大分県後期高齢者医療広域連合規約第16条2項の規定に基づき、議会の同意を得るものです。

こちらも慎重審議の結果、全会一致で同意されました。

議案8号、令和元年度一般会計補正予算（第1号）についてです。

補正額は6,495万9,000円増額で、補正後の予算総額は9億3,109万3,000円とするもの。

補正内容は、歳入では繰越金を6,495万9,000円増額し、歳出では財政調整基金費に

6,495万9,000円を計上するものです。

こちらにも慎重審議の結果、全会一致で可決されました。

議案9号、令和元年度特別会計補正予算（第1号）についてです。

補正額は61億4,199万5,000円増額で、補正後の予算総額は2,015億1,599万5,000円とするもの。

補正内容は、歳入では繰越金を61億4,199万5,000円増額し、歳出では償還金及び還付加算金に54億7,840万2,000円、予備費に6億6,359万3,000円を計上するものです。

こちらにも慎重審査の結果、全会一致で可決されました。

議案10号、平成30年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算についてです。

地方自治法第292条の規定により準用する、同法第233条第3項の規定に基づき認定するものです。

一般会計については、歳入総額を8億7,715万4,577円、歳出総額を8億1,219万5,758円、歳入歳出差し引き残額は6,495万8,819円とするもの。

特別会計については、歳入総額を1,981億202万1,499円、歳出総額を1,889億6,002万6,052円、歳入歳出差し引き額は91億4,199万5,447円としたものです。

こちらにも慎重審議の結果、賛成多数で認定されました。

以上です。

○議長（佐藤 郁夫君） 大分県後期高齢者医療広域連合議会の報告が終わりました。

次に、閉会中の委員会の調査研修結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、甲斐裕一君。

○総務常任委員長（甲斐 裕一君） 皆さん、おはようございます。総務常任委員長、甲斐でございます。では、常任委員会調査研修報告をいたします。

本常任委員会は、所管事項のうち、次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり、会議規則第110条の規定により報告いたします。

調査事件、震災からの復興状況について（宮城県南三陸町）。いちのせき元気な地域づくりについて（岩手県一関市）。

研修の期間は、令和元年7月8日から7月10日でございます。

調査研修地は、宮城県南三陸町、岩手県一関市。

調査研修者は、記載のとおり4人全員でございます。随行は議会事務局でございます。

では、調査研修結果を報告いたします。

宮城県南三陸町、震災からの復興について。

南三陸町の概要は記載のとおりでございます。

これは震災からの復興状況について常任委員会で視察してまいりました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から8年たった南三陸町の復興状況について調査を行いました。

人口については、震災前は1万7,666人、震災直後は1万7,063人、現在では1万2,837人となり、震災時から4,829人の人口減となっております。

現在の復興状況は、住宅、公共施設、医療・福祉施設、子育て拠点施設の施設部門については、復興率が100%でございました。しかし、商工業、農業、水産業、観光業の事業部門では、70%から90%の復興状況でありました。

また、現地での復興状況を視察しましたが、震災当時の津波による被災現場のすさまじさ、到達状況、さらには、救助をした様子を聞き、改めて津波の大きさと悲惨さを目の当たりにした次第でありました。

視察を終えて、今後予想されている巨大地震南海トラフによる震災に備えた、予想される被災対策を図る必要性と同時に、市民の皆さんに対し、日ごろからの防災意識を高めることの重要性を感じたところであります。

次に、岩手県一関市、いちのせき元気な地域づくりについてでございます。

一関市は、平成17年10月に1市4町2村が合併しましたが、後で平成23年度に1町（藤沢町）が合併して一関となりました。人口が11万6,367人であります。非常に大きなまちでございました。

本事業は、先ほど申しましたように、平成17年10月に1市4町2村が合併したことにより、平成18年に地域おこし事業として取り組まれました。平成22年から本事業を地域おこし事業と分離して、新たに始められた事業でありました。

これまでの取り組みとして、事業の特色を生かした目的、推進、原則を基本に8地域に均等割・人口割で各地域が取り組んだ事業に対して補助金を交付しているのが現状でございました。

しかし、課題として、地域だけの事業計画実施のため、地域間（広域的）の交流を図ることが難しいとの説明を受けました。

当委員会からは、事業への取り組みはわかるが、内容としては補助金交付のための事業としてしか感じられない。本来の地域活性化を目的とした事業はどのようにしていくのかとの意見が出されました。

由布市において、現在、地域活性化事業を展開しておりますが、少子高齢化が進む上で、もう一歩踏み出した施策が必要と考えられます。また、そのためには、議会としても市民の声や各自自治体の地域活性化事業の取り組みを見聞することは大変重要であると感じられました。

以上、報告いたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、産業建設常任委員長、鷲野弘一君。

○産業建設常任委員長（鷲野 弘一君） 皆さん、おはようございます。産業建設常任委員会の視察研修報告を行います。

本常任委員会は、所管事項のうち次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり会議規則第111条の規定により報告します。

日時、令和元年7月17日から7月19日。

視察先、まず、17日に香川県高松市、18日に香川県三豊市、19日に広島県福山市、3日間行いました。

視察の内容ですが、高松丸亀商店街の運営について、これは高松市です。2、トンネルコンポスト方式によるごみ処理について、三豊市。3、鞆の浦におけるグリーンスローモビリティを活用した取り組みについて、これ福山市です。

参加者は、私を初めここに表記のとおりでございます。

続きまして、調査研修結果についてですが、高松市の概要につきましては、御一読ください。

高松市丸亀商店街の運営についてですが、商都である高松市の再生を目指して、かつて中心的役割を果たしてきた高松丸亀商店街の再生を通し、中心市街地の活性化の取り組みを行っています。

高松丸亀商店街は、江戸時代から400年以上の歴史を持つ由緒ある商店街です。しかし、一方で古いしきたりに縛られ、交通インフラ整備とともに、近年郊外に進出する大型店舗に押され、衰退を余儀なくされてきました。

このような状況の中、これまでも街路のカラー舗装、アーケードの建設などさまざまな取り組みを行ってきました。特に、町営駐車場の建設は不採算事業の資金源となっております。

さらに平成元年度から再開発事業の検討を始め、平成18年12月、土地の所有と利用の分離という形で、アーケード全長470メートルを7つの区域に分け、民間主導の再開発ビル第1号が完成しました。A街区広場、B街区飲食店、C街区ライフスタイル型店舗・医療施設となっております。

開発事業における、全国的な問題である土地の問題が商業に及ぼす影響は大きく、税収を圧迫する要因となっています。この土地問題を解決すべく「オーナー変動地家賃制」を、すなわち、まちの興隆に地権者を半強制的に関与させる仕組みであり、土地の使用権をまちづくり会社が一括して持つことで、自分たちのまちを自分たちでみずからリスクを負うという新しい自治体組織の運営です。

地権者の出資でつくられたまちづくり会社が全ての商店の地権者と定期借地契約を結んで、そ

の使用権を取得し、同社が建物を整備し所有する。このようなことが可能なのは、400年間商店街としてコミュニティーが実在していたからなし得た新しい形のまちづくりと言えます。

次に、成果と結果につきましては、このような商店街の取り組みは、条件を満たした地域のみが活用できる仕組みで、由布市と比べることはできないかもしれませんが、新しいまちづくりとして、参考になる部分も少なからずあると思いました。

由布市の課題の一つでもある、健康で住みなれたまちで暮らす今後の人口減少、高齢化をどう考えていくか。自宅を離れ老後どこで生活をするか。福祉施設、高齢者住宅、医療施設、商店等が同一の場所で共存共栄できれば、この方策も一考であると考えた視察でした。

続きまして、香川県三豊市、トンネルコンポスト方式によるごみ処理について。

概要につきましては、また御一読よろしくお願いたします。

続きまして、トンネルコンポスト方式によるごみ処理についてですが、前三豊市長は、ごみは全て資源であるとの考え方から、焼却炉の更新が迫った中、焼却をしない方法で公募を行いました。

このとき、産業廃棄物処理を行っていたエビス紙料株式会社の海田社長が、トンネルコンポスト方式の処理を提案しました。社長は、常日ごろからごみ処理技術の最先端は、ヨーロッパであると考えており、視察を行い、焼却をしないごみ処理方法であるトンネルコンポスト方式を提案しました。

この方式が採用され、バイオマス資源化センターみとよがつくられました。この施設は全て民間で建設されています。三豊市は、三豊市の可燃ごみを全てトン当たり2万4,000円で処理する契約を行っています。

なぜ完全な民営化といいますと、これから人口減少によりごみが減っても、企業ごみを受け入れることができるためとのことでした。また、施設、財務のモニタリングを三豊市と行い、倒産、撤退のないようにしているとのことでした。

トンネルコンポスト方式は、受け入れたごみを細かく寸断し、そこに微生物を入れ、攪拌して、高さ5メートル、幅6メートル、奥行きが35メートルのコンクリート製のトンネルに奥から入れていきます。いっぱいになってから、17日間で発酵・乾燥させ取り出し、微生物を取り除き、これを再利用しています。固形燃料として石炭の代え燃料として販売しております。

ちょっと向こうでコンポストもらってきておりますので、両方に回して御一読ください。

これが石炭のかわりですけども、これが大体キロ当たり4円で製紙会社等に販売を行っております。メリットとして、建設費用が焼却炉の場合は約50億円、使用期間は30年に対し、トンネルコンポスト方式の場合は、建設費が16億円、使用期間に関しては、焼却しないため長期に使えることが上げられます。

また、1万トンの受け入れに対し、5,000トンの固形燃料ができ、販売しております。差の5,000トンは水分で、脱臭して水蒸気として放出しております。工場からの排水は一切ありません。見学をさせていただきましたが、においはありませんでした。ちなみに、脱臭用の杉チップは、大分県から取り寄せて大分県産を使っているそうです。

成果としまして、由布市の場合、市内でこの処理を行い、パッカー車でなく大型トラックで処理場、または石炭代がえ燃料として売っていくのがいいのではとの提案を受けました。

民間事業といっても、行政と連携をとらないと住民の理解がとれないことがあり、官民連帯の事業です。また、私どもの視察の前に臼杵市も視察に訪れたそうです。6市で焼却炉の更新を協議する上で、この方式を検討してみたいかと思われました。

続きまして、3日目でありますけれども、広島県福山市、鞆の浦におけるグリーンスローモビリティを活用した取り組みについてですが、概要につきましては、御一読ください。

鞆の浦におけるグリーンスローモビリティを活用した取り組みについてですが、由布市湯布院町では、町なかを観光車両が増加する渋滞が激化し、地域住民の生活や緊急車両の通行に支障を来しています。また、歩行者の安全性低下や生活環境が悪化、高齢者等の外出にも支障を来しており、早急な改善が求められています。

そこで、由布市で問題解決に向けた取り組みとして、国土交通省——現在は環境省所管であります——の推進する「IoT等の先端技術を活用したグリーンスローモビリティ導入効果的実証事業」を活用し、高齢者等のお出かけ支援や町なかの観光車両流入抑制を目的とする巡回車両運用の交通実証事業を本年度10月より実施をするに当たり、先行実施された福山市鞆の浦の取り組みについて研修を行いました。

鞆の浦地区は人口4,000人、高齢化率47.2%、観光客213万人、日本遺産、重要伝統的建造物保存地区の認定や、世界遺産の評価を受け、宮崎駿作品の「崖の上のポニョ」のモデルとなったまちです。

江戸時代から続く風情を感じさせる町並みが今も残る鞆の浦ですが、当時と余り変わらぬ狭隘な道路が入りめぐり、交通渋滞の課題、観光車両及び観光客の散策誘導、地域住民の外出支援等の課題を解消する目的で、平成30年11月よりグリーンスローモビリティ実証調査を実施しました。

実証した実験車両は、電動カー7人乗りカート2台で、A・暮らしをお助けするルート、B・絶景をおもてなしするルート、C・走島おでかけルートの3つのルートで運行し、運行主体をAは鉄道会社——通常は路線バス運行業者——が地域住民のお出かけ支援、Bはタクシー業者が観光ポイントを結ぶ散策運行、Cは地域ボランティアが離島におけるお出かけ支援が調査内容です。

実証調査の準備段階から、周知・認知・利用に不安がありましたが、県内全メディアで報道さ

れ、周知され、運行開始時に地元の小学生を初め、車両のお披露目会や試乗会等で認知された。外来者——観光客ですが——の利用についても、メディア報道がPRとなり、興味を持って乗車した乗客がSNSで発信するなど、鞆の浦の魅力と訪れたいと思わせる動機の拡散につながりました。

実証実験は、無料運行でしたが、利用者の7割が本格導入を望み、有料運行の期待が高まり、次年度から本格導入が決定しました。

運行に当たったBルート担当のタクシー業者が、モビリティを全国初で有料運行し、「車でいけないところも行きたい場所のすぐ近くまでお送りします」とPRをし、好評を博しているとのことでした。

運営的にはこれからだが、何より会社の知名度と好感度が上がり、タクシーとの相乗効果が期待されるとの感想が聞かれました。

研修最後に我々も乗車体験を行いました。我々が乗りました車両は5人乗りの車両ですが、利用者の中には、鞆の浦は道路が狭く自家用車が通れない場所に墓地があるためお墓参りができなかった方が、20年ぶりにグリーンスローモビリティに乗ってお墓参りができたと涙する高齢者の方のお話をドライバーから聞き、利便性、機動性を認識させられました。

成果と活用としまして、産業建設常任委員会の所管である商工観光の観点から、今秋、当市湯布院地区で実証事業の実施に当たり、観光客や住民のニーズに即した事業が実施され、商工観光業の発展につながるべく提言するとともに、持続可能な交通インフラを目指し、湯布院地区のみならず、庄内地区、挾間地区の公共交通網構築に寄与できる研修となりました。

以上で研修報告を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） なお、教育民生常任委員長から報告がありませんので、会議規則110条の規定がございますので、できるだけ速やかにこの会期末までに委員会きちとした報告をしていただきますよう、あえてお願いをしておきますから、ぜひ、その点は委員会で取りまとめて調整をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で、閉会中の委員会の調査研修報告を終わります。

日程第4. 請願の取下げの件について

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、日程第4、請願の取下げの件についてを議題といたします。

請願受理番号14号、15号、16号の市道編入に関する請願についての請願3件は、産業建設常任委員会に付託いたしましたが、請願者から取り下げの旨の申し出がありました。

ここで常任委員長に審査の経過について報告を求めます。産業建設常任委員長、鷲野弘一君。

○産業建設常任委員長（鷲野 弘一君） 皆さん、おはようございます。産業建設常任委員長、鷲

野弘一です。

請願の取り下げについて御報告いたします。

平成30年第4回定例会にて提出されました請願受理番号14、15、16の市道編入に関する請願3件については、令和元年9月3日に請願者よりお手元に配付のとおり、請願取り下げ申出書が提出されました。これは、庄内町庄内原における3つの里道を市道編入してほしい旨の請願であり、当常任委員会においても継続審査中でありましたが、地元で再度精査を行った結果、諸般の事情により今回は請願を取り下げるということで、審査を中止いたしますので、御報告いたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 委員長の報告が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております受理番号14、15、16の請願の取下げの件については、請願者から申し出のとおり、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 異議なしと認めます。よって、受理番号14、15、16の請願の取下げの件については、これを承認することに決定いたしました。

日程第5. 請願・陳情について

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、日程第5、請願・陳情についてを議題とします。

議会事務局長に請願・陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（栗嶋 忠英君） 事務局長です。それでは、お手元に配付の請願文書表により朗読いたします。

なお、今回陳情はございません。

朗読に際しまして、請願者、紹介議員の氏名につきましては、敬称を略させていただきます。また、付託委員会名は省略させていただきます。

では、請願を読み上げます。

受理番号2、件名、地方財政の充実・強化を求める意見書採択について。請願者、大分市大手町3の2の9、大分県地方自治研究センター理事長中山敬三、紹介議員、加藤裕三。

受理番号3、件名、市道上原線の早期整備に関する請願について。請願者、並柳自治委員衛藤義夫、並柳牧野組合長近藤和義、紹介議員、高田龍也、吉村益則、加藤裕三、太田洋一郎、加藤幸雄、長谷川建策。

受理番号4、庄内町長野上組の防火用水に接する循環道路の市道への編入について。請願者、由布市庄内町長野1435、長野自治委員佐藤祐三、紹介議員、佐藤人己。

受理番号5、件名、地域内循環道として利用されている里道及び農業用道路の市道への編入について。請願者、由布市庄内町長野1435、長野自治委員佐藤祐三、紹介議員、佐藤人已。

以上でございます。

○議長（佐藤 郁夫君） ただいまの請願4件については、会議規則第141条の規定によりお手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

日程第6. 報告第16号

日程第7. 報告第17号

日程第8. 報告第18号

日程第9. 報告第19号

日程第10. 報告第20号

日程第11. 報告第21号

日程第12. 報告第22号

日程第13. 報告第23号

日程第14. 認定第1号

日程第15. 認定第2号

日程第16. 諮問第3号

日程第17. 諮問第4号

日程第18. 諮問第5号

日程第19. 諮問第6号

日程第20. 承認第8号

日程第21. 議案第51号

日程第22. 議案第52号

日程第23. 議案第53号

日程第24. 議案第54号

日程第25. 議案第55号

日程第26. 議案第56号

日程第27. 議案第57号

日程第28. 議案第58号

日程第29. 議案第59号

日程第30. 議案第60号

日程第31. 議案第61号

日程第32. 議案第62号

日程第33. 議案第63号

日程第34. 議案第64号

日程第35. 議案第65号

日程第36. 議案第66号

日程第37. 議案第67号

日程第38. 議案第68号

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、本定例会に提出されました報告第16号から報告23号までの報告8件、認定第1号及び認定第2号の認定2件、諮問第3号から諮問第6号までの諮問4件、承認第8号並びに議案第51号から議案第68号までの議案18件について一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、上程いたしました議案につきまして、一括して提案理由を御説明いたします。

本定例会で審議をお願いいたします案件は、報告8件、認定2件、諮問4件、承認1件、議案18件でございます。

まず、報告第16号、由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告については、平成30年度において1万2,518件、総額1億7,732万4,960円のふるさと納税があり、基金への積み立てを行いましたので、由布市みらいふるさと基金条例第8条の規定により、議会に報告するものでございます。

報告第17号、平成30年度由布市一般会計継続費精算報告書については、継続費をお願いしておりました、庄内公民館施設整備事業の継続事業が終了いたしましたことから、報告するものでございます。

報告第18号、平成30年度決算における健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、監査委員の意見を付して実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率について報告するものでございます。

報告第19号、平成30年度決算における資金不足比率については、報告第18号同様、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、監査委員の意見を付して、水道事業以下4事業会計について資金不足比率を報告するものでございます。

報告第20号、専決処分の報告につきましては、挾間中学校野球部員が佐伯南中学校での練習試合において、試合開始前のキャッチボールで投げた球が、走行中であつた車両に損害を与えたことによる和解及び損害賠償を、地方自治法第180条第1回の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第21号、令和元年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価報告（平成30年度対象）については、教育委員会による点検・評価の報告でありますので、教育長より報告をいたします。

報告第22号、例月出納検査の結果に関する報告につきましては、監査委員による監査報告となりますので、代表監査委員より報告をいたします。

報告第23号、専決処分の報告については、公用車の交通事故による和解及び損害賠償を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

認定第1号、平成30年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定については、水道事業会計を除く一般会計及び特別会計の決算書が会計管理者より提出されましたので、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、監査委員の審査に付しましたところ、8月23日付で決算監査意見書の提出がございましたので、同法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。

認定第2号、平成30年度由布市水道事業会計収支決算の認定については、水道事業会計収支決算書が提出されましたので、地方公営企業法第30条第2項の規定により監査委員の審査に付したところ、7月26日付で決算審査意見書の提出がございましたので、同法同条第4項の規定により、監査委員の意見を付して議会の承認を求めるものでございます。

諮問第3号から第6号までの人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、関連がございましたので、一括して御説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員をお願いしております安部千鶴子氏、江藤実子氏、足利良温氏、半澤秀宣氏が、令和元年12月31日をもって任期が満了いたしますことから、諮問第3号で安部千鶴子氏を、諮問第4号で江藤実子氏を、諮問第5号で足利良温氏を、それぞれ引き続き人権擁護委員をお願いいたしたく、また、今回新たに、諮問第6号で森山泰邦氏を人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、委員の推薦について議会の意見を求めるものでございます。

承認第8号、専決処分の承認を求めることについては、歳入歳出予算にそれぞれ1,763万4,000円を追加し、予算の総額を183億3,061万9,000円としたことの承認をお願いするものでございます。

去る8月6日からの台風8号等による災害復旧事業に伴うもので、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、8月7日に専決処分を行ったものでございます。

議案第51号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、現在委員である柚野武裕氏が、本年11月17日をもって3年の任期が満了することから、同氏を再任いたしたく、地方税法第

4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

議案第 5 2 号、教育委員会委員の任命については、現在、教育委員会委員であります八川徹氏の任期が、令和元年 1 月 1 8 日をもって満了となりますことから、同氏を委員に再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第 5 3 号、由布市過疎地域自立促進計画の変更については、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の規定により、由布市過疎地域自立促進計画の産業振興に係る過疎地域自立促進特別事業及び生活環境の整備に係る事業内容について、変更をお願いするものでございます。

議案第 5 4 号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、関係する市の条例を、本条例の議案にて改正するものでございます。

議案第 5 5 号、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の制定については、幼児教育・保育の無償化に伴い、公立私立の特定教育・保育施設等の利用者負担額徴収根拠の統合を行うために、利用者負担額を定めるものでございます。

議案第 5 6 号、由布市森林環境譲与税基金条例の制定については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、基金を設置するものでございます。

議案第 5 7 号、由布市税条例等の一部を改正する条例の一部改正については、平成 2 8 年に公布されました、由布市税条例等の一部を改正する条例のうち、本年 1 0 月 1 日施行の法人市民税法人税割の税率を、安定的な自主財源確保のため改正を行うものでございます。

議案第 5 8 号、由布市印鑑条例の一部改正については、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が令和元年 1 月 5 日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 5 9 号、由布市使用料及び手数料条例の一部改正については、旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金の支給に関する法律が平成 3 1 年 4 月 2 4 日に成立したことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 6 0 号、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことに伴い、必要な改正を行うものでございます。

議案第 6 1 号、由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法

律の公布に伴い、条例の改正を行うものでございます。

議案第62号、令和元年度由布市一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれに3億8,605万2,000円を追加し、予算総額を187億1,667万1,000円とするものです。

歳入では、普通交付税や繰越金の確定、幼児教育・保育の無償化や事業に伴う国庫支出金などが主なものとなっております。

歳出では、県外からの移住者に対しまして引越越し費用や家賃などの補助、また幼児教育・保育の無償化に伴うもの、台風5号による災害復旧費や由布川峡谷遊歩道の整備事業、狭霧台園地のトレイ改修費などを計上いたしております。

議案第63号、令和元年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれに5,543万1,000円を追加し、予算総額を42億3,569万4,000円にお願いするものでございます。

歳入では、繰入金、基金繰入金及び繰越金を増額し、歳出につきましては、総務費、保険事業費は職員・臨時職員の旅費及び交通費の調整による増額、また、基金積立金及び諸支出金を増額するものでございます。

議案第64号、令和元年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれに1億4,820万円を追加し、予算総額を44億3,524万2,000円にお願いするものでございます。

歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金、繰越金を増額するもので、歳出では、総務費、保険給付費、基金積立金、諸支出金を増額するものでございます。

議案第65号、令和元年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれに348万4,000円を追加し、予算総額を4億4,729万8,000円にお願いするものでございます。

歳入では、繰入金及び繰越金を増額するもので、歳出では、総務費を職員の旅費及び交通費の調整により増額し、予備費を増額するものでございます。

議案第66号、令和元年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれに289万9,000円を追加し、予算総額を5億5,527万円にするものでございます。

主なものは、決算による余剰金の基金積み立てを行うための予算措置を行うものでございます。

議案第67号、令和元年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれに57万2,000円を追加し、予算総額を9,597万8,000円にお願いするものです。

歳入では、平成30年度決算による繰越金の増額と一般会計繰入金の減額をするもので、歳出

では、基金の積立金を増額するものでございます。

議案第68号、令和元年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的予算の収益的支出で、水道事業費用の営業費用を増額するものでございます。

以上、詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 郁夫君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は11時15分とします。

午前11時02分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（佐藤 郁夫君） 再開します。

次に、報告第21号、令和元年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価（平成30年度対象）報告について、教育長より報告を求めます。教育長。

○教育長（加藤 淳一君） 報告第21号、令和元年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価（平成30年度対象）報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和元年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価（平成30年度対象）を実施しましたので、同条第1項の規定により報告いたします。令和元年9月9日提出、由布市教育長。

平成20年4月1日に施行されました、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、教育に関し学識経験を有する方々の御指導をいただき、これを議会に報告することが定められました。

本報告書につきましては、由布市教育振興基本計画に基づく、平成30年度由布市の教育方針の具体化のために実施した取り組みについて、点検・評価表を作成し、自己点検及び評価を行い、報告書として取りまとめをいたしました。

学校教育、社会教育、スポーツ振興のそれぞれの領域で学力向上や自立支援体制の整備を初め、社会教育の推進、スポーツ・レクリエーションの推進、青少年健全育成の推進等、教育方針の具体化に向けての施策について、教育委員と事務局とともに達成度を点検し、また、外部の評価をお受けすることで、成果だけでなく、実効性や課題も明らかになりました。

外部の点検・評価につきましては、教育に関し知見をお持ちの報告書に記載の6名の方々に外部評価を依頼いたしました。外部評価者には、まず点検・評価表の各項目ごとに評価をいただき、その後、教育委員会の活動、教育委員会が管理、執行する事務に関し、総合意見をいただいたと

ころです。

この点検・評価報告書につきましては、8月26日開催の令和元年第8回の由布市教育委員会定例会におきまして、内容等を審査した結果、教育委員会の事務の管理及び執行状況について適正に点検・評価されていると認めましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和元年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行に関する点検・評価（平成30年度対象）報告書として議会に報告するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価についての報告が終わりました。

次に、報告第22号、例月出納検査の結果に関する報告について、報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。

それでは、報告第22号について御報告申し上げます。

報告第22号、例月出納検査の結果に関する報告について。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。令和元年9月9日、由布市代表監査委員大塚裕生。

1ページから3ページに報告の内容を記載しております。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、平成31年4月分、令和元年5月分、6月分の例月出納検査を、それぞれ5月23日、6月25日、7月25日に実施いたしました。

検査の対象は、会計管理者と企業出納員の保管する各月末日現在の現金のあり高と出納状況です。現金のあり高、出納関係諸表等の計数の正確性の検証と現金の出納事務が適正に行われているかを検査いたしました。

検査の結果、資料の計数は、帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

以上で、報告を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 例月出納検査の結果に関する報告が終わりました。

次に、人事案件を除き、ただいま上程されました報告、認定、承認及び各議案について、詳細説明を求めます。

まず、報告第16号について詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（佐藤 公教君） 総合政策課長です。

報告第16号、由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について。

由布市みらいふるさと基金条例第8条の規定により、同条の運用状況について別紙のとおり議

会に報告する。令和元年9月9日提出、由布市長。

裏面をごらんください。

上段の表は、平成30年度中のみらいふるさと基金の収入状況です。総数1万2,518件、総額1億7,732万4,960円が寄附でございました。平成29年度に比べまして約1.8倍の伸びとなっております。

中段の表は、由布市みらいふるさと基金の状況です。29年度末現在高は5,148万2,370円でした。30年度中の取り扱い業務等の経費を除いた額8,196万1,000円と基金利子472円の積み立て、また、寄附の意向を反映し30年度の事業に充当した3,044万8,000円の取り崩しにより、30年度末基金残高は1億299万5,842円となっております。

下段につきましては、基金から取り壊しました3,044万8,000円の事業別の充当内訳表となっております。

以上で説明終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、報告第17号から報告第19号まで、続けて詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（馬見塚量治君） 財政課長です。

報告第17号から報告第19号の詳細説明を申し上げます。

まず、報告第17号、平成30年度由布市一般会計継続費精算報告書について。

地方自治法施行令145条第2項の規定により、継続事業が終了したので報告する。令和元年9月9日提出、由布市長。

裏面をお願いいたします。

庄内公民館施設整備事業で、平成29年度から2カ年の継続事業が終了したので報告するものです。全体計画、実績、比較を記載してございます。

次に、報告第18号をお願いいたします。

平成30年度由布市決算における健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度決算における健全化判断比率について、監査委員の意見を付し、次のとおり健全化判断比率を報告する。令和元年9月9日提出、由布市長。

中段の健全化判断比率の表をごらんください。

①の実質赤字比率は、一般会計の赤字、黒字を判断する指標で、②の連結実質赤字比率は、一般会計を含む全会計の実質赤字額を標準財政規模に対する比率で算出したものでございます。①②とも黒字であるために、赤字比率の数値はございません。括弧の中の数値は、参考として黒字

の比率を記しております。

次に、③の実質公債費比率ですが、一般会計が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率となっており、借金の返済に充てられている収入の割合で3年間の平均値で示されます。平成30年度の数値は7.9%となっています。

最後の④の将来負担比率は、一般会計が将来的に支払う可能性のある負債の額を標準財政規模に対する割合で示したもので、平成30年度は29.5%となっております。

続きまして、報告第19号をお願いいたします。

報告第19号、平成30年度決算における資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度決算における資金不足比率について、監査委員の意見を付し、次のとおり資金不足比率を報告する。令和元年9月9日提出、由布市長。

中段の資金不足比率の表をごらんください。

水道事業会計以下4つの公営企業の経営の健全化状況を資金不足比率で示すものでございまして、いずれも資金不足比率は生じていませんので、比率は出ません。括弧の数値は、参考値として資金剰余金で算定したマイナス数値を表示しております。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、ただいま詳細説明がありました、報告第18号及び報告第19号の審査結果について、代表監査委員の報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。

平成30年度決算における由布市健全化判断比率と資金不足比率の審査の結果を御報告いたします。

令和元年7月22日に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項の規定により、市長から由布市健全化判断比率と資金不足比率の審査の依頼がありました。

審査では、健全化判断比率、資金不足比率、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令などに準拠し適正に作成されているかなどを確認いたしました。

また、今後の比率の推移予測などを主眼に、関係職員から聞き取りを行いました。

審査の結果、審査に付された健全化判断比率、資金不足比率、そして、これらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

また、それぞれの比率についても、基準値を下回り、健全であることが認められましたので、引き続き財政の健全化に努めるよう要望いたしました。

以上で審査の報告を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、報告第20号について詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（衛藤 哲男君） 報告第20号について説明をいたします。

令和元年5月3日午前10時ごろ、佐伯市立佐伯南中学校グラウンドにて、由布市立挾間中学校野球部が佐伯南中学校との練習試合を行うため、試合開始前にキャッチボールを行っておりました。そのときに庄内中学校の野球部員が投げた球がもう一人の相手をしていた部員が捕球できず、その球が道路上へはね落ちて、走行中でありました乙の所有する車両に当たり、損害を与えたというものでございます。

市の過失による事故ということで和解し、損害賠償の額を定めたところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、報告第23号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（馬見塚量治君） 財政課長です。

報告第23号の詳細説明をいたします。

報告第23号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めることについて、同条第2項の規定により報告する。令和元年9月9日提出、由布市長。

次のページをお開きください。このページには、令和元年9月2日付で専決処分を行った専決処分書を添付してございます。

事故の当事者、和解条件につきましては、右のページに記載のとおりです。

事故の概要ですが、令和元年7月8日午前8時半ごろ、由布市庄内町西392番地付近、市道下武宮みの草線の星南大橋3差路におきまして、旧星南小学校方面から走行していた甲の車両の右側面と下武宮方面から星南大橋方面に右折しようとしていた乙の車両の右側面が接触したものです。

和解条件につきましては、甲は乙に対しまして、過失割合70%に当たる本件交通事故に係る損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を31万5,000円と定めたものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、認定第1号について詳細説明を求めます。

まず、財政課長。

○財政課長（馬見塚量治君） 財政課長です。

詳細説明を申し上げます。

認定第1号をお願いいたします。

認定第1号、平成30年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度由布市一般会計及び特別会計の歳入

歳出決算の認定について、監査委員の意見を付して議会の認定を求める。令和元年9月9日提出、由布市長。

決算書に添付いたしました、平成30年度由布市決算に係る概要説明書と平成30年度由布市歳入歳出決算書で説明をさせていただきます。

それでは、平成30年度由布市決算に係る概要説明書の1ページをお開きください。

1ページには、各会計の決算の実質収支の状況を会計ごとに記してございます。歳入歳出総額の差、形式収入額から翌年度繰越額を除いたものが実質収支額となっております。

特別会計の決算につきましては、後ほど担当課長から説明をいたします。

2ページお願いいたします。一般会計の歳入です。

一番上の1款市税は、前年度に比べ2,068万円の減となっております。減額の理由といたしましては、個人市民税や軽自動車税、入湯税は増となったものの、固定資産税の家屋などの減によるものが主な要因です。

中段にあります11款地方交付税ですが、6,928万2,000円の減額となっております。普通交付税については、段階的縮減の影響によるものです。

その2つ下の13款分担金及び負担金の2,225万2,000円の増額は、農業施設関連事業の分担金が主なものです。

3ページお願いいたします。

3ページ、2段目の15款の国庫支出金1,219万8,000円の増となっております。地方創生推進交付金や社会資本整備総合交付金が減となったものの、生活保護費や児童福祉費、障害者自立支援などの社会保障費の増が要因となっております。

その下の16款の県支出金1億2,175万円の減額は、社会保障費などで増額になっているものの、災害復旧関係の減額によるものです。

4ページお願いいたします。

一番上の18款寄附金の7,749万1,000円の増は、ふるさと納税の伸びによるものです。

その下の19款繰入金の3億3,218万9,000円の減は、財政調整基金繰入金等の減額によるものです。

最後の22款市債ですが、5億4,685万1,000円の増額となっております。これは、湯布院複合施設整備事業や庄内公民館施設整備事業などによるものです。

市債の歳入の内訳につきましては、この概要書の15ページ、16ページにも記載しておりますので、御参照いただければと思います。

以上で、歳入総額は191億6,331万4,000円となり、前年度に比べ3億3,510万9,000円、率にして1.7%の減となっております。

次に、7ページをお開きください。

7ページの表の一番下に歳出合計欄がございまして、総額183億8,843万7,000円で、前年度比1億2,100万円で、0.6%の減となっております。

次、20ページをお願いいたします。

20ページには、特別会計に対する繰出金の一覧となっております。総務省が示す繰り出し基準に合致した基準内と繰り出し基準に合致しない経費、基準外の2段書きとしております。

簡易水道事業会計では、起債の償還に対する繰り出しにより増となったものです。

次、23ページをお願いいたします。

23ページは、地方債残高明細を掲載してございます。

平成30年度末残高は226億974万6,000円となっており、前年度より7,797万8,000円ほど増額となっております。

24ページから25ページにかけては、公有財産の異動明細を掲載してございます。財産に関する調書につきましては、決算書には526ページ以降に増減と現在高を掲載しておりますので、あわせてごらんいただければと思います。

では、24ページの、決算書では526ページになりますが、土地の明細でございます。合計欄で7,530平米の減となっております。山林の売却によるものが主な要因です。

参考までに、27ページのほうに市道分の明細を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

25ページに建物の明細でございます。決算書では527ページになります。

変動理由といたしましては、庄内公民館の建設による増と旧星南小学校講堂の解体によるものが主なものです。

続きまして、決算書の530ページをお願いいたします。

530ページのほうに基金の状況を記載してございます。基金の状況につきましては、年度末残高が合計で65億968万6,000円となっております。前年度より4,066万4,000円ほどの減額となっております。主な理由といたしましては、一番上にあります財政調整基金の取り崩しによるものでございます。

以上が決算全般の説明でございます。

それでは、財政課分の詳細説明をさせていただきます。

決算書の100ページをお願いいたします。

決算書100ページ以降が財政課が所管する部分でございまして、2款1項5目の財産管理費でございます。財産管理費につきましては、庁舎などの事業所ごみ収集の開始により昨年度より増額となっております。

その下の公用車管理事業につきましては、公用車7台の購入により増額となっております。

102ページをお願いいたします。

102ページの中段から各庁舎の管理事業でございます。

次のページ、104ページに庄内庁舎管理事業がございますが、昨年空調機の修理や電話交換機の更新工事がありました。用地購入がなかったために減額となっております。

それから、106ページをお願いいたします。

一番下に、普通財産管理事業がございます。普通財産用地のブロック塀の改修工事や旧星南小学校講堂の解体工事に伴い増額となっております。

108ページをお願いいたします。

108ページに入会地分収交付金事業がございますが、これは市有地の売却により地元交付金が増額となっております。

以上で財政課からの説明終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議会事務局長。

○事務局長（栗嶋 忠英君） 議会事務局長です。詳細を説明いたします。

歳入歳出決算書の85ページをお開きください。歳入歳出決算書です。

議会事務局の事業といたしましては、議会費、議会情報提供事業、給与管理費と大きく3つあります。

1つ目の議会費の主な内容としましては、議員の報酬及び共済費、会議録作成業務等でありまして、決算額は上段の、一番上のおり、記載のおり、1億3,651万2,372円であります。

次に、情報提供事業としましては、議会の中継業務と市議会だよりの印刷製本で、決算額312万7,680円となっております。

最後に、3つ目の議会事務局職員の給与管理費として2,599万4,952円、合計が1億6,563万5,004円が支出済み額、決算額であります。前年度より約118万円の増額となっておりますが、主な内容といたしまして、給与管理費の増額によるものでございまして、全体の事業内容については、ほぼ前年度と同様でございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、総務課長。

○総務課長（一尾 和史君） 総務課長です。

平成30年度、総務課が所管をいたしました事務事業について、主なもの、あるいは特徴的な支出のあったものについて御説明を申し上げます。

87ページをお願いいたします。

下段、2款1項1目一般管理費の備考欄、一般管理費1億607万3,786円でございますが、臨時嘱託職員の賃金、あるいは社会保険料、通信費といった経常的な行政事務経費となっております。

この事業費には、後ほどごらんいただきたいんですけど、総務課の雑入、73ページにございますが、158万7,349円のうち雇用保険料、あるいは個人掛金といった33万989円が充当されております。

次のページ、89ページをお願いいたします。

中段やや上、13節委託料の565万974円ですが、予備費からの充用88万3,000円を充てております。これは市を被告とする訴訟の判決が確定したことによる弁護士費用の支払いが生じたことによるものです。

同事業の最後、22節補償、補填及び賠償金にも予備費から6万円充用しております。同じく、訴訟の判決確定により、市に一部負担割合が生じたことにより、賠償金に充てたものとなっております。

その下、職員研修事業195万806円は、職員の研修に伴う講師の謝礼や旅費、負担金について支出したのようになっております。本事業につきましては、総務課の雑入のうち大分県市町村振興協会からの研修に係る補助金34万9,190円が充当されております。30年度については、この事業により延べ962人の職員が研修に参加をしております。

97ページをお願いいたします。

下段、2款1項1目文書広報費の備考欄、広報広聴推進事業1,396万7,914円は、市報等の印刷製本費や広報宣伝業務の委託料が主なものになっております。本事業には自衛官募集事務の国庫委託金2万7,000円、そして県の広報誌の配布事務県委託金55万8,000円、そしてホームページのバナー広告料として59万円、合わせて117万5,000円を特定財源として充当しております。

次に、少し飛びまして125ページをお願いいたします。

2款1項10目諸費、備考欄の26節寄附金の支出及び予備費からの充用がございます。平成30年4月島根県西部地震により、日本クアオルト協議会に加盟する大田市が甚大な被害を受けましたことから、他市町村に対する災害見舞金の支出基準にのっとり寄附を行ったものです。

同125ページ、一番下、自治会活動促進事業2,635万5,797円は、自治委員さんへの報酬と、次の127ページ上段19節、市内8自治区に交付いたしました自治区放送施設補助金及び市の自治委員会連合会への補助金などが主なものとなっております。

以上で総務課の説明を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、会計管理者。

○会計管理者（首藤 康志君） 会計管理者です。詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出決算書 98 ページ、99 ページをお願いします。

2 款 1 項 4 目会計管理費の支出済額は 1,798 万 7,922 円であり、主な支出としまして 1 1 節需用費の印刷製本費 81 万 8,586 円は、歳入歳出決算書の印刷製本が主なものでございます。1 2 節役務費、総額は 1,590 万 3,189 円であり、主なものは口座振替等手数料 1,274 万 3,513 円、口座振替及び総合収納に係る手数料でございます。公金事務取扱手数料 304 万 7,760 円は、指定金融機関に係る手数料でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、総合政策課長。

○総合政策課長（佐藤 公教君） 総合政策課長です。それでは、平成 30 年度の総合政策課に係る決算概要について説明をさせていただきます。

歳入につきましては、歳出の事業のところで説明をさせていただきますが、後ほど確認をしていただければというふうに思っています。

109 ページをお開きください。109 ページの下段になります。

2 款 1 項 6 目企画費、備考欄にあります企画費のところの 98 万 8,374 円につきましては、各種研修会等の特別旅費、各種協議会等への負担金などが主なものでございます。

111 ページをお願いします。

上のほうから地域おこし協力隊事業 579 万 7,940 円につきましては、地域おこし協力隊員 2 名の共済費及び賃金等になっております。

その下、由布コミュニティ（地域底力再生）事業 155 万 1,057 円につきましては、計画策定補助業務委託料として 57 万 6,720 円と、新規の 1 団体、継続の 3 自治区への活動補助金が 95 万 5,768 円が主なものでございます。この事業に充てられている財源としましては、繰入金のみらいふるさと基金のうち 155 万 1,000 円が充当されております。

その下、地域公共交通事業 5,548 万 258 円ですが、13 節の委託料コミュニティバスの運行業務と 30 年度に策定をしました地域公共交通再編実施計画の策定調査委託料が主なものでございます。財源につきましては、県の補助金であります生活交通路線支援事業補助金 730 万 9,000 円やみらいふるさと基金の 710 万 2,000 円等が充当をされております。

その下、総合計画・総合戦略等推進事業 265 万 6,507 円につきましては、総合計画の重点戦略プランの取り組み状況等を外部評価していただいております。そのときの審議会委員さんの報酬となっております。

それと、113 ページ上段にあります委託料につきましては、今年度行います総合計画の見直しに伴う事務調整等の業務委託料でございます。

その下、みらいふるさと基金寄附金推進事業につきましては、返礼品発送業務等を一括代行しております事業者「さとふる」への委託料8,652万6,811円が主なものでございます。財源につきましては、指定寄附金のふるさと納税のうち8,652万6,811円が充当をされております。

その下をごらんください。

クアオルト推進事業です。147万5,616円につきましては、由布市クアオルト協議会への補助金や日本クアオルト協議会に対する負担金、またクアオルト協議会の総会や昨年石川県珠洲市で行われました大会への参加旅費となっております。

その下、小規模集落等支援対策事業236万1,000円ですが、大津留まちづくり協議会が事業を実施するための交流センター入り口の看板などの備品購入に対する事業費補助金でございます。この財源につきましては、県の補助金の里のくらし支援事業補助金を充当させていただいております。

その下、地域活性化助成事業230万円につきましては、一般財団法人自治総合センターから宝くじ収益の助成を受けて、庄内町の竹の中神楽座の備品整備事業の助成をしたものでございます。財源につきましては、雑入の自治総合センター助成金を充てております。

UJIターン推進事業288万9,040円につきましては、移住コンシェルジュの賃金や事務費、そして活動拠点であります旧星南幼稚園の星とぴあの維持経費でございます。県外からの移住者実績として、昨年度よりも3倍近くの増加、48世帯、149人の方が由布市に移住をされております。この事業に充てられた財源としましては、国庫補助金の地方創生推進交付金のうち108万円が充てられております。

115ページ上段をお願いします。

由布市に住みたい事業1,002万120円につきましては、空き家バンク制度を活用したりフォームが14件と仲介手数料20件分の補助金となっております。財源については、県の補助金の移住者居住支援事業補助金を充当しております。

地域コミュニティ形成促進事業251万円につきましては、大津留まちづくり協議会に係る施設整備や活動補助となっております。工事請負費の27万円につきましては、協議会、あそこの旧大津留小学校のところのブロック塀のフェンスの改修ということになっております。この財源につきましては、寄附金の170万8,669円の充当をさせていただいております。

その下、広域協力体制推進事業37万9,650円につきましては、愛媛県の西伊予と大分県中部地域の連携事業等に係る旅費及び負担金となっております。

下段になりますが、備考欄の電子計算費99万6,905円につきましては、電子申請等受付システムを初めとする負担金や会費というふうになっております。

済みません。117ページをお願いします。

117ページの行政事務情報化推進事業1億5,125万5,997円につきましては、電算運用業務の委託料やシステム使用料または電気機器の更新、光ケーブルの移設工事等の経費になっております。財源につきましては、財産貸付収入の光ファイバーを若干充当させていただいております。

少し飛びますが、147ページをお願いします。147ページの上段です。

2款5項1目統計調査総務費の統計調査総務費38万9,900円は統計業務に係る臨時職員の共済、賃金などになっております。

下の2款5項2目の指定統計費の経済センサス基礎調査事業から、一番下の住宅・土地統計調査事業までは、統計調査に係る指導員、調査員の報酬、事務経費となっております。工業統計と学校基本調査は毎年行われておりますが、そのほかについては5年に一度の調査となっております。財源につきましては、県の委託金がありますので、それを充当させていただいております。

以上が総合政策課に係る決算の概要説明です。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、挾間振興局長。

○挾間振興局長兼挾間地域振興課長（大久保隆介君） 挾間振興局長でございます。挾間地域振興課の決算について詳細説明を申し上げます。

歳入につきましては、歳出を説明する中で御説明をいたします。

まず、決算書の92、93ページをお願いいたします。

2款1項1目の一般管理費、93ページの上段でございますが、給与管理費1億1,021万3,811円は、職員11名分の人件費でございます。

次に、118ページ、119ページをお開きください。

2款1項9目の地域振興費、119ページの中段でございます。地域振興費（挾間分）788万5,723円は、挾間地域内の市道と施設の草刈りや清掃等の保全作業に伴います作業員4名分の賃金が主なものでございます。

同じページの下段、挾間地域振興づくり推進事業（石油貯蔵施設立地事業）でございます。413万7,480円は、市道向原別府線の側溝整備工事費でございます。この財源につきましては、51ページ中段にございますが、県の補助金で、石油貯蔵施設立地対策交付金287万1,000円を充当しております。

次に、120ページ、121ページをお開きください。

121ページの中段、挾間地域活力創造事業294万7,000円は、主要施策の成果説明書の8ページに掲載しておりますが、8団体、8事業に補助金として交付をしているものでございます。

次に、その2つ下の由布川地域都市再生整備事業1,472万8,691円は、7節の臨時職員1名の賃金、13節の本事業の効果分析調査業務委託料、15節の市道医大ヶ丘1号線の歩道整備工事請負費が主なものでございます。財源といたしましては、由布川地域交流センターの使用料136万7,720円と雑入の1万8,460円を充当しております。

次に、122ページ、123ページをお開きください。

123ページの中段でございます。地域活力づくり総合事業290万4,120円は、由布川峡谷の新ルール調査委託料が主なものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（生野 浩一君） 庄内振興局長です。庄内地域振興課の決算状況について、決算書に沿って御説明申し上げます。

なお、歳入につきまして、歳出の中であわせて説明させていただきます。

それでは、決算書90、91ページをお願いします。

2款1項1目一般管理費、下段、給与管理費（庄内地域振興課）5,213万676円は、職員8名分の給料等でございます。

続きまして、100、101ページをお願いいたします。

2款1項5目財産管理費、下段のふるさとふれあい交流施設管理事業1,764万8,734円につきましては、ほのぼの温泉館、工芸館、地域交流施設の維持管理経費でございます。

歳入につきましては、36、37ページ、14款1項1目、中段のふるさとふれあい交流施設使用料851万3,590円と74、75ページ、21款5項、上段の庄内地域振興課雑入の375万9,689円のうち、275万2,769円を充当いたしております。

歳出に戻ります。

102、103ページをお願いいたします。

上段の口ノ原ふれあい広場管理事業37万283円につきましては、施設の維持管理に係る経費でございます。

続きまして、118、119ページをお願いいたします。

中段、地域振興費（庄内）778万5,679円は、庄内地域内の草刈りや清掃など保全作業に伴います作業員4名分の賃金が主なものでございます。

次に、120、121ページをお願いいたします。

上段、庄内地域活力創造事業392万1,000円につきましては、地域活力事業を実施いたしました12団体に対しまして交付いたしました補助金でございます。

次に、同ページ一番下、庄内神楽伝統継承事業1,880万8,768円につきましては、庄内

神楽の演目ごとの舞いの映像記録保存と広告宣伝業務の経費でございます。

なお、歳入につきましては、42、43ページをお願いいたします。

15款2項1目国庫補助金、下段の一番下、地方創生推進交付金2,145万6,000円のうち940万4,000円を充当いたしております。

歳出に戻ります。

122、123ページをお願いいたします。

上段、神楽殿管理事業7万9,992円につきましては、神楽殿及び伝習館の維持管理に係る経費でございます。

以上で庄内地域振興課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（衛藤 浩文君） 湯布院振興局長です。平成30年度湯布院地域振興課が所管します決算の詳細説明を申し上げます。

なお、歳入につきましては、歳出を説明する中で、主な歳入の内容を御説明申し上げます。

まず最初に、歳入の36、37ページをお願いいたします。

14款1項1目使用料、市営駐車場123万9,346円でございますが、これにつきましては、野田駐車場個人経営分53区画分の使用料となっております。

次に、93ページをお願いいたします。

中段、2款1項1目給与管理費、湯布院地域振興課の給与等でございます。1億4,426万5,444円につきましては、職員24名分の給与等でございます。

次に、118、119ページをお願いいたします。

2款1項9目地域振興費1,077万6,362円につきましては、地域内施設等の草刈り、清掃等の保全作業の経費で、作業員の賃金が主なものでございます。

次に、湯布院コミュニティ施設管理事業283万9,956円につきましては、小田の池園地の管理委託料、光熱水費が主なものでございます。

歳入につきましては、50、51ページをお願いいたします。

16款2項1目小田の池園地維持管理補助金40万円、それから74、75ページをお願いいたします。

21款5項2目雑入（湯布院地域振興課）、これにつきましては自動販売機を設置しております自販会社よりの電気料として53万6,450円を受け入れています。

続きまして、歳出、120、121ページをお願いいたします。

湯布院地域活力創造事業245万1,000円は、主要施策の成果説明書の10、11ページに記載しています9団体、9事業についての地域活力創造事業補助金を交付しているものでござ

います。

次に、122、123ページをお願いいたします。

2款1項9目湯布院複合施設整備事業1億7,760万7,602円につきましては、湯布院複合施設建設工事に伴う本体設計業務委託料として5,896万8,000円、地質調査委託料として525万7,440円、工事管理委託料として90万7,200円、事前家屋調査業務委託料として758万6,580円、移設業務委託料として1,326万1,320円、湯布院仮庁舎に伴い湯布院公民館改修工事の工事請負費として3,876万2,280円、既存建物解体工事工事請負費として3,600万円でございます。

128、129ページをお願いいたします。

2款1項12目防衛施設周辺整備総務費104万9,571円につきましては、九州防衛局協議に伴う経費が主なものでございます。

歳入につきましては、46、47ページをお願いいたします。

15款3項1目日出生台演習場施設区域取得等事務委託金50万円でございます。

次に、128、129ページをお願いいたします。

日米共同訓練対策事業費54万6,013円につきましては、昨年12月7日から12月19日までに実施されました日米共同訓練（国内における米海兵隊との実動訓練）に伴う市民の安心・安全対策の実施に伴う経費でございます。

以上が、湯布院振興局地域振興課関係の決算でございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、防災安全課長。

○防災安全課長（庄 忠義君） 防災安全課長です。平成30年度の防災安全課に係る歳入歳出決算について、詳細説明をいたします。

決算書125ページをお開きください。

2款1項10目諸費の防犯体制確立事業689万9,409円につきましては、少年補導員の年間報酬や自治区防犯灯設置補助金、防犯カメラ設置補助金などが主なものでございます。自治区防犯灯設置補助金につきましては、照明器具をLEDへ取りかえるなどした32自治区に交付をしております。

次に、127ページをお開きください。

2款1項11目交通安全対策費の交通安全対策推進事業630万5,829円につきましては、主に交通指導員の年間報酬と交通関係団体への補助、負担金でございます。

歳入でございますが、雑入の防災安全課分227万8,033円のうち、交通災害共済加入推進費18万6,650円を充当しております。

下段の交通安全施設整備事業199万4,760円につきましては、交通安全施設としてカーブミラー16カ所、ガードレール2カ所の整備工事を行ったものでございます。

次に、249ページをお開きください。

9款1項3目災害対策費の地域防災推進事業840万8,809円ですが、13節委託料の計画策定補助業務481万6,800円は、業務継続計画、いわゆるBCPの作成に係るもので、平成30年12月に計画作成が完了しているところでございます。

また、19節負補交の自主防災組織資機材等整備補助金90万円は、3つの自主防災組織が行う資機材整備に対し、補助金を交付しております。

同じく19節のコミュニティ助成事業補助金200万円は、大津留地区自主防災会が行う防災資機材の整備に対し、自治総合センターから地域防災育成分として10割の助成を受け、補助金交付しております。

次に、災害対策費647万8,529円でございますが、主なものとしては、3節職員手当等で、平成30年7月豪雨及び9月の台風24号による避難所運営等に係る職員の時間外勤務手当、また19節負補交で、県防災航空隊を初めとする防災関係協議会の負担金となっております。

次に、251ページをごらんください。

災害対策環境整備事業2,416万3,346円ですが、13節委託料の防災情報システム保守151万2,000円は、防災行政無線及びJアラート（緊急情報システム）の年間保守料です。また、防災情報告知システム維持管理639万9,787円につきましては、防災ラジオでの放送告知システムの運用に係る維持管理料でございます。

15節工事請負費1,166万9,400円につきましては、Jアラート新型受信機整備工事として697万4,640円、またゆふいんラジオ局に設置している防災ラジオ演奏所のマスターラック耐震対策工事が469万4,760円となっております。

次に、熊本・大分地震対応事業437万5,000円につきましては、19節負補交の災害被災者住宅再建支援事業費補助金として、半壊以上の被害を受けた支援対象者6名に交付をしております。特定財源としましては、61ページにございます県災害被災者住宅再建支援事業費補助金218万7,500円を充当しておりまして、補助率は2分の1となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、人権・同和対策課長。

○人権・同和対策課長（衛藤 誠治君） 人権・同和対策課長です。詳細説明をさせていただきます。

60ページ、61ページをお開きください。

16款3項1目総務費県委託金、61ページ中段、人権啓発活動事業54万1,000円は、

歳出で説明いたします人権啓発活動地方委託事業に充当をされております。

続きまして、歳出について説明をいたします。

130ページ、131ページをお開きください。

2款1項13目人権同和対策費です。131ページ、人権同和対策費250万442円は、各種大会の資料費、保護司会助成金、各協議会負担金が主なものでございます。

次に、人権啓発推進事業300万8,680円は、川上集会所の運営費で、嘱託職員1名分の賃金が主なものとなっております。

次に、人権啓発活動地方委託事業105万525円は、「人権を大切に作る市民の集い」に対する経費です。市民の集いの開催委託料が主なものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、税務課長。

○税務課長（河野 克幸君） 税務課長でございます。詳細説明をさせていただきます。

市税歳入につきましては、財政課長より説明がございましたので、給与管理費を除きます主な歳出について御説明申し上げます。

決算書の132ページ、133ページをお願いします。

2款2項1目税務総務費の8節報償費46万8,000円は、新たな財源検討委員会の委員報酬でございます。

19節負担金、補助及び交付金のうち、備考欄でございますが、地方税電子化協議会負担金59万7,580円は、地方税の電子申告、国税連携システム等に係る負担金でございます。

軽自動車税協議会負担金34万9,364円は、軽自動車の登録業務等の経費に係る負担金でございます。

次に、たばこ販売組合補助金27万円は、大分たばこ販売対策協議会に20万円、別府たばこ販売協同組合に7万円の補助金となっております。そのほかは各協議会等への負担金でございます。

23節償還金利子及び割引料826万8,543円は、市税の過年度還付金と固定資産税の過年度返還金及び還付加算金でございます。

なお、還付金の支払いに緊急を要しましたので、予備費より96万1,000円の充用を行っております。

次に、134ページ、135ページをお願いいたします。

2款2項2目賦課費の備考欄をごらんください。賦課費11節需用費のうち印刷製本費417万7,233円は、納税通知書等の印刷費用が主なものでございます。

13節委託料350万1,040円は、納税通知書等の封入封緘業務の委託料でございます。

次に、賦課推進事業、13節委託料のうち、主なものとしまして、固定資産評価システム支援2,371万6,800円は、固定資産税の適正化等を図るためのシステム補修及び更新業務の委託料でございます。

市民税入力業務145万9,841円は、給与支払報告書等の作成業務、また市民税システム保守業務194万4,000円は、課税業務を円滑に行うための申告支援システムの保守業務に係る委託料でございます。

14節使用料及び賃借料の242万8,865円は、地方税電子申告支援サービスのシステム使用料が主なものでございます。

次に、2款2項3目徴収費でございますが、備考欄にございます収納率向上対策事業のうち、主なシステムについて御説明いたします。

11節需用費のうち印刷製本費100万2,672円は、督促状等の印刷に係る経費が主なものでございます。

13節委託料106万9,200円は、137ページをお願いいたします。

納付書等の封入封緘に係る委託経費でございます。

14節使用料及び賃借料414万7,813円は、市税等の徴収強化対策に資する滞納整理システムの使用料が主なものとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） ここで暫時休憩します。再開は13時ちょうどとします。

午後0時18分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（佐藤 郁夫君） 再開します。

次に、市民課長。

○市民課長（森下 祐治君） 市民課長です。平成30年度の市民課におきます詳細説明をいたします。

なお、歳入につきましては、歳出を説明する中で並行して御説明いたします。

136、137ページをお開きください。

下段の2款3項1目、区分1、戸籍住民基本台帳費399万3,900円ですが、これは3庁舎分の戸籍証明発行機の機器借上料が主なものであります。

次に、区分2、戸籍住民基本台帳電算システム整備事業1,605万6,627円ですが、これは戸籍住民基本台帳電算システム機器の機械器具借上料及び保守業務医療費、また更新に伴う備品購入費が主なものであります。

次に、138、139ページをお開きください。

区分3、個人番号カード交付事業714万940円ですが、これは個人番号カード交付事業委託交付金の機構への支出が主なものであります。

この事業に伴います歳入は、42、43ページをお開きください。

下段の15款2項1目、区分2、個人番号カード交付事業費交付金262万6,000円の国庫補助金を充当しております。

また、138、139ページにお戻りください。

区分4、給与管理費3,893万6,629円ですが、これは市民課7名分の人件費であります。

次に、同ページの下段、2款3項2目、区分1、旅券発給費20万6,918円ですが、これは旅券発給に伴う事務経費が主なものになります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、監査・選挙管理委員会事務局長。

○監査事務局長兼選挙管理委員会事務局長（日野 正美君） 監査・選挙管理委員会事務局長です。

平成30年度の監査・選挙管理委員会事務局に係る決算の詳細説明を行います。

まず、歳入から御説明いたします。

決算書61ページ下段をごらんください。

16款県支出金3項県委託金1目総務費県委託金5節選挙費委託金です。知事県議会議員選挙委託金で、平成30年度分として交付された分が1,063万9,553円となっております。全体では約2,067万円となり、残りの約1,000万円は令和元年度に交付されます。

次に、63ページ上段をごらんください。

在外選挙特別経費の428円は、平成30年度に在外選挙人名簿登載者の死亡による抹消手続1件を行ったことにより交付された委託金です。

次に、77ページ上段をごらんください。

21款諸収入5項雑入2目雑入1節雑入の54万5,520円は、提子土地改良区と元治水井路土地改良区の総代選挙に係る委託金です。選挙は行われませんでした。かかった経費として提子分が31万2,383円、元治水井路分が23万3,137円をそれぞれ改良区に負担いただきました。

以上が歳入となります。

次に、歳出を御説明いたします。

決算書140ページ上段をごらんください。

2款4項1目選挙管理委員会費430万8,451円は、選挙管理委員会と事務局の通常経費です。

次に、決算書140ページ下段をごらんください。

2目選挙啓発事務費4万8,000円は、明るい選挙推進協議会の通常経費です。

次に、決算書142ページ上段をごらんください。

3目知事県議会議員選挙費1,205万3,114円ですが、本年4月に行われました知事県議会議員選挙の平成30年度分の経費です。460万円の補正につきましては、当初選挙期日を4月の第2週を想定しておりましたが、1週間の前倒しとなったことに伴い、平成30年度の経費が増額したための補正でございます。

なお、歳入で説明いたしました選挙委託金1,063万9,553円が充当されています。

次に、142ページ下段から144ページまでをごらんください。

4目提子土地改良区総代選挙費31万1,891円と5目元治水井路土地改良区総代選挙費23万1,989円、それぞれの選挙経費です。歳入で御説明いたしました54万5,520円が充当されております。

次に、148ページ下段をごらんください。

2款6項監査委員費1目監査委員費1,678万5,541円は、監査委員及び事務局の通常経費です。

以上で監査・選挙管理委員会事務局の説明を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、福祉事務所長。

○福祉事務所長兼福祉課長（佐藤 厚一君） 福祉事務所長です。平成30年度の福祉課が所管します決算の詳細を説明いたします。

歳出にあわせて歳入を説明させていただきますが、特に大きい事業や説明が必要と思われる事業につきまして説明させていただきます。

それでは、決算書の151ページをお願いいたします。

中段、民生委員・児童委員活動促進事業908万3,160円は、由布市の民生・児童委員に関する経費でございます。

財源につきましてですが、歳入の51ページをお願いいたします。

下段、民生委員・児童委員活動交付金の542万8,000円と民生委員協議会への交付金を合わせて629万1,760円、そして63ページをお願いします。

2目民生費県委託金8,000円合わせて629万9,760円が充当されています。

次に、歳出の153ページをお願いいたします。

13節委託料、社会福祉総務費の福祉センター指定管理425万3,710円ですが、湯布院福祉センターと庄内ほのぼのプラザの指定管理料でございます。

18節備品購入費303万2,000円は、福祉避難所用備蓄物資等整備事業により、福祉避

難所でのパーティーション、車椅子等、補助具で2カ年度かけて行ったもので、30年度が最終の年度となります。

財源につきましては、53ページをお願いいたします。

上段、福祉避難所用備蓄物資等整備費補助金として、県よりの補助金202万1,000円を充当しております。

153ページをお願いいたします。

中段、社会福祉協議会活動促進事業の5,000万円につきましては、由布市社会福祉協議会への事業運営に対する補助金です。

臨時福祉給付金給付事業23節の過年度生産国費返納金1,585万2,000円につきましては、平成26年4月の消費税率の改定に伴い、所得の低い方へ暫定的、臨時的な措置として支給を行った臨時福祉給付金の事業費と事務費の精算による国庫返納金でございます。

155ページをお願いいたします。

中段、老人保護措置医療の扶助費1億2,405万8,146円は、養護老人ホーム入所者の方の分の措置費でございます。

財源につきましては、35ページ、お願いします。

中段1目1節老人保護措置費負担金2,029万3,213円が充当されております。

下段、在宅高齢者支援事業は、住みなれた自宅で生活を継続できるよう、日常生活の支援を行うものです。これは155ページであります。そのうち8節報償費410万5,000円は、長寿祝い品支給に関するもので、敬老祝い品として、商工会の商品券をお配りし、利用していただいております。30年度の対象者数は574名でございました。

次のページをお願いします。

地域生活支援事業は、障がい者の方が地域で自立した生活を営めるように支援する事業でございます。

13節の委託料、相談支援事業につきましては、870万円でございますが、障がい児やその保護者等からの相談に応じて、情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行っております。

次に、19節地域生活支援事業費負担金1,354万624円につきましては、障がい者の外出時の介助や通所による作業訓練の場の提供等に係るものが主なものでございます。

日常生活用具給付費1,154万4,486円は、重度心身障がい者・児に対し、日常生活の改善等を図るための用具の購入費用の一部を支給するものです。

財源につきましては、45ページをお願いいたします。

国庫補助金1節障害者福祉費補助金、地域生活支援事業費補助金928万7,000円及び、53ページ、お願いします。53ページの中段、県補助金3節障害者福祉費補助金、地域生活支

援事業費補助金464万3,000円を充当しております。

また、157ページをお願いいたします。

中段、自立支援事業の19節障害福祉サービス費負担金8億4,596万5,793円は、居宅介護生活介護施設入所支援、就労継続支援などの障害福祉サービス給付に伴う負担金が主なものです。

財源につきましては、歳入の43ページをお願いいたします。

上段、障害者自立支援給付費4億2,503万9,205円の国庫負担分と、49ページ下段にあります障害者自立支援給付費2億1,296万7,710円の県負担分を充当しています。

157ページにお戻りを願います。

下段、障害者保護事業の8節報償費、障害者福祉券助成事業1,301万円につきましては、対象者2,602人分の障害者福祉券で、商工会の5,000円分の商品券でございます。

次に、20節の扶助費、重度心身障害者医療費助成金8,412万1,914円は、重度の障害がある方への医療費自己負担分の一部助成です。

財源につきましては、53ページをお願いします。

県の補助金3節重度心身障害者医療給付事業4,206万円で、2分の1の補助でございます。

再度、157ページをお願いいたします。

特別障害者手当等給付費1,698万9,840円は、日常生活に常時特別な介護を要する在宅障がい者に対する助成であります。

財源は43ページでございます。

上段、国庫負担金1節特別障害者給付費1,274万2,380円で、4分の3補助になります。

続きまして、173ページをお願いいたします。

生活保護総務費でございます。13節の委託料でございますが、生活保護電子レセプトシステム保守業務132万8,400円は、昨年に比べまして812万円の減額でございます。これは、平成29年度に生活保護システムの更新があったことによるシステム改修費がありましたが、30年度はこれがなくなったことによるものが主な要因であります。

23節償還金利子及び割引料3,960万3,774円は、平成29年度扶助費補助金の過年度精算返納金（国費・県費分）でございます。

生活困窮者就労準備支援事業683万6,747円と、175ページの中段、生活困窮者自立支援事業の1,024万9,015円は、生活困窮者の自立推進を図るため、自立支援事業、家計相談支援事業、就労準備支援事業を各事業所に委託しております。

財源につきましては、43ページをお願いします。

国庫負担金の区分3、生活困窮者自立支援事業費事業負担金の804万9,600円と、

45ページをお願いします。国庫補助金の区分3、生活保護費助成金の生活困窮者就労準備支援事業費補助金の496万4,000円を充当しております。

177ページをお願いいたします。

生活保護費支給事業6億226万9,946円につきましては、対象者265世帯に対する生活扶助や住宅扶助、医療扶助及び救護施設入所者の施設事務費等でございます。

財源は、43ページの上段、区分3の生活保護費4億8,644万2,000円の国庫負担分と49ページの下段、県支出金区分3の生活保護費県負担分、生活保護1,331万2,880円を充当しております。

続きまして、197ページをお願いいたします。

労働諸費でございます。660万円につきましては、由布市シルバー人材センターへの運営補助金になります。

以上で、福祉課の説明を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、子育て支援課長。

○子育て支援課長（小野嘉代子君） 子育て支援課長です。平成30年度の子育て支援課に係る歳入歳出決算について、主な事業を説明させていただきます。

財源となっております歳入につきましては、歳出にあわせて説明させていただきます。

まず、決算書167ページ下段をごらんください。

3款2項2目子育て支援費の保育所活動推進事業12億5,156万9,426円につきましては、平成31年4月から挾間地域に開園しましたみずほ保育園の創設のための保育園施設整備補助金と保育所等に対するの運営費に当たる施設型給付費などが主なものです。

本事業の歳入でございますが、45ページをお開きください。保育園施設整備補助金への充当につきましては、15款2項2目、節区分2、児童福祉費補助金の保育所等整備交付金1億1,015万1,000円を充当しております。

次に、169ページをお開きください。

地域子育て支援づくり事業3,108万5,792円は、子育て中の親子の交流の場の提供や子育てに関する相談、援助等を実施する市内4カ所の子育て支援センターに対する事業委託料、各種サービスの利用者支援を行う嘱託職員の賃金が主なものです。

本事業の歳入でございますが、45ページをお開きください。地域子育て支援センター事業委託への充当として、15款2項2目、節区分2、児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金4,975万1,000円のうち、878万1,000円及び、53ページをお開きください。16款2項2目、節区分4、児童福祉補助金の地域子ども・子育て支援事業費補助金1,659万8,000円のうち、878万1,000円を充当しております。

次に、171ページ上段をごらんください。

病児・病後児保育事業969万6,400円は、大分市内の1施設、由布市内の1施設への病児・病後児保育事業委託料が主なものです。

本事業の歳入でございますが、45ページをお開きください。病児・病後児保育事業委託料への充当として、15款2項2目、節区分2、児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金4,975万1,000円のうち、333万1,000円及び、53ページをお開きください。16款2項2目、節区分4、児童福祉補助金の地域子ども・子育て支援事業費補助金1,659万8,000円のうち、322万2,000円を充当しております。

次に、183ページをお開きください。

4款1項2目母子保健費でございます。子ども医療費助成事業1億3,130万748円は、中学生までに係る医療費の保険適用自己負担分の助成が主なものです。

本事業の歳入でございますが、55ページをお開きください。16款2項3目、節区分1、保健衛生費補助金の子ども医療費助成事業費補助金3,143万4,000円を充当しております。

最後に、183ページをお開きください。

高校生等医療費助成事業1,177万5,709円は、高校生等に係る医療費の保険適用自己負担分助成が主なものです。

本事業の歳入でございますが、69ページをお開きください。19款1項1目、節区分2、基金繰入金の子ども医療費助成事業基金2,031万9,724円から充当しております。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、保険課長。

○保険課長（武田 恭子君） 保険課長です。30年度の一般会計と特別会計決算の詳細説明を申し上げます。

歳入歳出決算書の説明が必要と思われる事業について、説明させていただきます。

まず、一般会計の歳出から申し上げます。

決算書の158ページ、159ページをお願いします。

中ほど、3款1項4目国民健康保険事務費28節繰出金2億8,891万1,361円は、保険税軽減分を補填する基盤安定負担金、出産・育児一時金の市負担分、交付税措置により、国保会計に繰り入れる国民健康保険財政安定化支援繰入金、その他の繰入金分として、総務経費、保健事業分等、市負担分を含めて2,500万8,229円が含まれております。

次の160ページ、161ページをお願いいたします。

3款1項5目後期高齢者医療事務費、19節負担金補助及び交付金5億2,615万5,341円は、後期高齢者の療養給付費負担金及び広域連合負担金は、運営費の負担分です。

次の162ページ、163ページをお願いいたします。

中段の3款1項7目国民年金事務費379万4,589円、昨年に比べ194万2,918円の増です。増の主なものは、臨時職員1名雇用の分と委託料として国民年金届の電子媒体化に伴うシステムの改修経費が主なものでございますが、全額国庫負担金より賄われます。

続いて、国民健康保険特別会計決算の詳細説明を申し上げます。

まず、歳入の主なものから申し上げます。

決算書の344ページ、345ページをお願いいたします。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、収入済み額6億4,330万9,856円は、前年度に対しまして273万3,848円の増となっております。

2目退職被保険者国民健康保険税は502万5,870円です。前年度に比較して632万2,864円の減となっております。これは、退職医療制度の改正により、平成27年度から新規の退職被保険者の受け付けをしなくなったことによる減少です。

次に、350ページ、351ページをお願いします。

6款1項1目1節特定健康診査等負担金1,664万2,000円です。

6款2項1目保険給付費給付金等交付金は、1節普通交付金が3億766万3,307円、2節特別交付金は3,389万5,000円で、その内訳は、保険者努力支援交付金、国特別調整交付金、県特別交付金となっております。これは、30年度に県を運営主体とする新国保制度改革により、歳入科目が変更となっております。

次に、352ページ、353ページをお開きください。

下段のほうです。10款1項1目一般会計繰入金2億8,891万1,361円は、決算書の158ページ、159ページで御説明いただいた繰出金がここで国保特別会計に繰り入れられております。

続いて、歳出の説明をさせていただきます。

360ページ、361ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費13節委託料1,326万310円です。主なものは、国保電算システムの保守運用に係る経費です。

続きまして、364ページ、365ページをお開きください。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、19節負担金補助及び交付金24億9,476万7,419円は、前年度に比較して990万7,637円の増となっております。

次の2款1項2目退職被保険者療養給付費、19節負担金補助及び交付金1,923万3,958円は、退職被保険者の療養給付費で、退職被保険者の減少により、前年度に比較し1,808万5,385円の減となっております。

続きまして、後期高齢者医療特別会計について御説明いたします。

最初に歳入ですが、512ページ、513ページをお開きください。

1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、2目普通徴収保険料との合算額、下段の款計2億9,723万8,800円は、前年度に比較して136万8,000円の減となっております。

同じページで下になります3款1項1目1節事務費繰入金500万9,341円は、収納業務その他に係る事務費の繰入金です。

次に、514ページ、515ページをお願いします。

上部です。3款1項2目1節保険基盤安定繰入金1億2,644万2,042円は、一般会計からの保険料軽減分の繰入金です。

続いて、歳出の説明をさせていただきます。

518ページ、519ページをお開きください。

中段です。1款2項1目徴収費291万4,936円でございますが、これは後期高齢者保険料の徴収に関する経費でございます。主なものは、納入通知書等の印刷、郵送料及び納付書封入封緘作業等に対する委託料でございます。

次に、520ページ、521ページをお開きください。

上部です。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金補助及び交付金4億2,294万6,642円は、広域連合へ納付する保険料でございます。

以上で、保険課の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、健康増進課長。

○健康増進課長（馬見塚美由紀君） 健康増進課長でございます。30年度の一般会計と介護保険特別会計、健康温泉館事業特別会計の決算の詳細説明を申し上げます。

なお、歳入につきましては、歳出の説明にあわせて、させていただきます。

それでは、歳出の主な事業を中心に説明いたします。

一般会計決算書の160ページ、161ページをお願いいたします。

下段、3款1項6目19節の在宅医療連携拠点体制整備事業補助金184万7,664円は、医療介護の情報をICTを用いて共有し、連携することができるネットワークシステム導入の補助金となっております。

その下の28節の5億7,547万8,200円につきましては、介護保険特別会計への繰出金でございます。

その中の、低所得者保険料軽減の歳入につきましては、国庫負担金として2分の1、県負担金として4分の1が充当されております。

それでは、次のページをお願いいたします。

上段、介護基盤整備事業357万円は、施設のスプリンクラー設置の補助金となっております。歳入につきましては、国庫補助金が全額充当されております。

178、179ページをお願いいたします。

上段の4款1項1目保健衛生総務費28節繰出金4,102万9,809円は、健康温泉館事業特別会計への繰出金でございます。

その下、健康立市推進事業226万2,582円は、健康マイレージ事業を推進し、市民の皆様が自主的に身近に健康づくり習慣をつけてもらうための経費でございます。

中段、成人保健事業3,102万4,166円は、疾病の早期発見のための健診実施、保健指導や訪問、健康教室を実施するための経費となっております。

この事業の歳入部分は、県補助金の保険事業費補助金78万9,000円が充当されております。

それでは、次のページ、お願いいたします。

上段、総合相談窓口事業268万6,218円は、市民の相談支援、心の健康づくりのための経費となっております。

下段、母子保健推進事業3,205万6,458円は、妊娠、出産、育児など、安心して出産、子育てができるよう支援を行うための妊婦健診・乳幼児健診、未熟児養育医療等に係る経費となっております。

この未熟児養育医療につきましては、保護者負担分が子ども医療費、そのほかにつきましても、2分の1が国庫補助金、4分の1が県補助金となっております。

それでは、184、185ページをお願いいたします。

上段、心の健康づくり事業158万3,189円は、自殺対策等を含む心の健康づくりの経費です。

この事業の歳入であります。県補助金、先進保険普及啓発事業費補助金121万1,000円が充当されております。

中段の予防接種推進事業9,677万9,597円は、予防接種することで感染症の発症、流行、重症化を予防するための経費となっております。

次に、介護保険特別会計でございます。

404ページ、405ページをお願いいたします。

まず、歳入です。

1款1項の介護保険料8億1,769万9,600円は、前年度と比べ3,686万9,100円、率にして4.5%の増となっております。これは、第7期介護保険事業計画により、介護保険料

の改定があったためでございます。

また、下段の3款の国庫支出から411ページまでの4款支払い基金交付金、5款県支出金、7款1項1目、2目の一般会計繰入金につきましては、それぞれ事業に対する負担割合が介護保険法で細かく定められており、負担割合に応じての金額となっております。

少しお戻りいただいて、406、407ページの3款2項4目の保険者機能強化推進交付金634万8,000円は、30年度から始まりました交付金で、高齢者の自立支援、重症化予防等に関する取り組みに対しまして交付されたものです。

続きまして、歳出となります。

418ページ、419ページをお願いいたします。

一般管理費2,909万361円は、認定調査員の賃金やシステムの電算運用、共同処理などの経費となっております。

424ページ、425ページをお願いいたします。

介護サービス等諸費32億8,993万129円は、要介護の認定を受けている方が在宅施設などで介護サービスを受けるための経費となっております。

下段、介護予防サービス等諸費1億1,435万2,270円は、要支援の認定を受けている方が利用する介護予防サービスを受けるための経費となっております。

先ほどの介護サービス等諸費と介護予防サービス等諸費を合わせた保険給付費につきましては、前年と比べまして789万3,876円の減、率にしまして0.3%の減となっております。

426ページ、427ページをお願いいたします。

中段、高額介護サービス等費8,558万7,188円は、利用者の負担が一定の条件を超えた分について払い戻される費用でございます。

430ページ、431ページをお願いいたします。

下段、介護予防生活支援サービス総合事業9,083万806円は、要支援1・2または認定非該当等の方が利用する介護予防生活支援サービスなどを受けるための費用でございます。前年と比べまして408万4,712円、率にしまして4.5%の増となっております。

432ページ、433ページをお願いいたします。

上段、一般介護予防事業3,491万4,918円は、お茶の間サロンなど、地域で支え合いながら介護予防を行うための経費となっております。

下段、総合相談事業費1,783円7,896円は、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるよう、相談を受けるための窓口に関する費用でございます。

434ページ、435ページをお願いします。

中段、包括的継続的ケアマネジメント支援事業費1,857万4,896円は、医療機関やサー

ビス事業所など、ケアマネジメント事業に従事する方の研修や連携を支援するための費用となっております。

下段、任意事業1,290万2,057円は、配食サービス、在宅高齢者おむつ等購入補助金となっております。

438ページ、439ページをお願いいたします。

上段、認知症総合支援事業費1,903万6,800円は、認知症の相談、その後医療につなげるための支援に係る費用となっております。

続きまして、健康温泉館事業特別会計でございます。

496ページ、497ページをお願いいたします。

まず、歳入です。使用料の1,560万2,830円は、前年度と比較しまして13万1,000円、率にしまして0.8%の減となっております。入浴料が3万5,830円の減、施設使用料が11万7,140円の減となっております。施設使用料につきましては、その年度によりまして、イベントのあるなしで影響がありますが、由布院庁舎建てかえによる使用料免除など、使用が多いことも影響があると考えられます。

500ページ、501ページをお願いいたします。

歳出です。一般管理費2,312万9,423円は、職員の賃金、共済費が主なものとなっております。

502ページ、503ページをお願いします。

施設管理費3,376万9,241円は、燃料費、光熱水費、施設整備、点検経費、また、施設修繕や改修工事費用等となっております。

以上で健康増進課の詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に環境課。環境課長。

○環境課長（後藤 睦文君） 環境課長です。環境課も一般会計、特別会計がございますので、それぞれ御説明をさせていただきます。

まず、一般会計でございますが、歳出を中心に申し上げます。

決算書の186、187ページをごらんください。

4款1項5目環境衛生総務費は、平成30年度支出済み額が1億8,920万2,252円、前年度比較で1億1,030万1,547円の減です。

減額の主な内訳としましては、熊本大分地震対応事業が終了し、合併処理浄化槽設置推進事業費の1,488万1,722円の減によるものです。

190、191ページをごらんください。

6目環境対策費は、平成30年度支出済み額が411万305円で、前年度比較で37万

9,709円の減です。

減額の主な内訳としましては、自動車騒音常時監視事業の43万2,000円の減によるものです。

192、193ページをごらんください。

2項1目清掃総務費は、平成30年度支出済み額が4億5,315万9,016円で、前年度比較で3,841万6,592円の減です。

減額の主な内訳としましては、由布大分環境衛生組合負担金の3,823万8,842円の減によるものです。

2目塵芥処理費は、平成30年度支出済み額が7,573万7,671円で、前年度比較で434万4,617円の増です。

増額の主な内訳としましては、廃棄物保管所、塚原一時保管所のことではありますが、に係る地元交付金400万円の増によるものです。

194、195ページをごらんください。

し尿処理費は、平成30年度支出済み額が1,084万4,491円で、前年度比較で98万2,410円の減です。

減額の主な内訳としましては、修繕費、工事請負費がなかったことによるものです。

以上で一般会計を終わらせていただきます。

続きまして、農業集落排水事業特別会計です。

決算書の470、471ページをお開きください。

歳入につきましては、平成30年度収入済み額が前年度より665万4,083円減の9,455万6,418円となっています。

減額の主な要因は、一般会計繰入金が833万1,000円の減によるものです。

472、473ページをごらんください。

歳出につきましては、平成30年度支出済み額が前年度より753万3,010円減の9,311万3,246円となっています。

減額の主な要因は、農業集落排水事業費が464万3,390円の減、公債費が288万9,620円の減によるものです。

以上、環境課の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、水道課長。

○水道課長（佐藤 正秋君） 水道課長です。

決算書、194ページ、195ページをごらんください。

4款3項1目の上水道施設費につきまして、詳細説明をいたします。よろしいでしょうか。支

出済み額は1億1,370万円でございます。前年度に比べ44.14%の増、3,481万9,000円の増額となっております。

主な内容といたしましては、上水道施設費については、水道ビジョン策定に伴い、1,068万1,000円の増額となっております。

また、簡易水道施設費については、起債の元利償還の増に伴い、2,413万8,000円の増となっております。

次に、445ページをお開きください。

平成30年度の由布市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書についての詳細説明を申し上げます。

まず最初に、468ページでございます実質収支に関する調書をごらんいただきたいと思います。

歳入総額が4億6,953万7,661円、歳出総額は4億5,565万7,318円、歳入歳出差引額が1,388万343円で、繰越明許費繰越額400万円を差し引いた実質収支は988万343円となっております。平成29年度の実質収支とほぼ同額となっております。

歳入歳出の総額を平成29年度決算額と比べますと、歳入総額で23.2%減、1億4,205万7,953円の減でございます。歳出総額で24.3%の減、1億4,605万6,618円の減となっております。

内訳といたしましては、452ページをお開きください。452ページ、453ページでございます。

歳入の主なものといたしましては、2款1項1目水道使用量が1億2,193万5,950円と、前年度に比べまして819万3,090円の減となっております。

次に、454ページ、5ページをごらんください。

3款1項1目簡易水道事業補助金が5,166万9,000円と、前年度と比べまして3,459万5,000円の減となっております。

次に、456ページ、7ページをごらんください。

5款1項1目一般会計繰入金6,244万9,000円と、前年度に比べまして2,413万8,000円の増となっております。

次に、458ページ、9ページをごらんください。

8款1項1目簡易水道事業債が1億7,990万円と、前年度に比べまして1億2,500万円の減となっております。

簡易水道事業債の減につきましては、主に国庫補助事業の減によるものでございます。

次に、462ページ、3ページをごらんください。

歳出につきましては、主なものはまず、1款1項2目維持管理費4,456万836円となっております。前年度に比べまして1,447万円の減となっておりますが、理由といたしましては、公有財産購入費の減によるものでございます。

次に、464ページ、5ページをごらんください。

1款1項3目建設改良費2億7,402万1,000円となっております。前年度に比べまして1億4,937万円の減となっております。

主な理由といたしましては、国庫補助事業の減によるものでございます。

不用額の850万6,000円については、入札減によるものが主なものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。どうかよろしく願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（秦 正次郎君） 農業委員会事務局長でございます。

それでは、農業委員会の詳細説明をさせていただきます。

まず、決算書、歳出の196ページ、197ページをお開きください。

中ほどの6款1項1目の農業委員会費の備考欄、農業委員会費1,226万8,261円、主に委員会の報酬でございます。

農業委員会費に充当しております特定財源ですが、決算書、歳入の54ページ、55ページをお開きください。

16款2項4目1節の農業委員会費補助金のうち、備考欄農地集積集約化対策事業補助金35万9,000円、農地利用最適化交付金101万円を充当しております。

農業委員会事務局30年度一般会計といたしまして、歳入で499万6,800円、歳出では、4,083万5,000円となっております。前年度対比といたしまして、マイナス7.2%で、310万2,271円の歳出減となっております。人件費の減が主な理由になっております。

以上で、農業委員会の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、農政課長。

○農政課長（大野 利武君） 農政課長でございます。平成30年度の農政課に係る決算について御説明を申し上げます。

農政課が実施いたしました各事業の決算額は、決算書200ページ、6款1項2目農業総務費から、決算書219ページ、6款3項1目水産業振興費までの9億6,269万9,078円及び決算書322ページ、中段の11款1項1目農業用施設災害復旧費の2億7,687万7,281円と、下段の林業施設災害復旧費683万8,560円を合わせた12億4,641万4,919円が総決算額でございます。

内訳を御説明申し上げたいと思います。

決算書203ページをお開きいただきたいと思います。最初に、3目農業振興費ですが、中段にあります中山間地域等中山間支払対策事業、19節の中山間地域等直接支払交付金3億3,714万821円は、由布市内の92の協定者に対しまして交付しております。

続きまして、207ページをお開きください。多面的機能支払交付金事業、19節多面的機能支払交付金1億5,455万5,901円は、38組織に交付しております。

4目畜産業費につきましては、211ページをお開きください。下段の畜産経営費支援事業補助金651万8,000円は、畜産農家畜舎の整備及び大分豊後牛生産向上対策並び増頭推進に交付しております。

5目農地費につきましては、213ページをお開きください。支援基盤整備事業、農業用施設用地整備事業、県営基盤整備事業など、水路、農道、圃場整備など農業用施設の整備に1億9,781万2,513円となっております。

次に、2項林業費1目林業振興費についてですが、215ページをお願いいたします。有害被害総合対策事業、19節有害鳥獣保護事業補助金2,588万円は、有害鳥獣保護従事者へ交付しております。

造林業、19節森林環境保全直接支援事業補助金1,473万3,550円は、森林の下刈りや再造林業など大分森林組合へ交付しております。

続きまして、災害復旧費について御説明申し上げます。323ページをお開きください。

中段の11款1項1目農業用施設災害復旧費2億7,687万7,281円は、今年の梅雨豪雨並びに台風の復旧経費でございます。下段の11款1項1目は、林業施設の災害復旧費683万8,560円は、今年の台風による林道の復旧経費でございます。

次に、歳入につきまして、決算書55ページ、下の段をごらんいただきたいと思います。

16款2項4目農林水産費県補助金2節農業費補助金で、4億2,936万52円の歳入となっております。

主なものとしては、多面的機能支払交付金と対策事業交付金として1億1,731万7,482円、中山間等直接支払推進事業費の補助金といたしまして2億4,737万8,467円、新規就農支援事業費補助金として1,969万7,000円、地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金といたしまして437万900円となっております。

次に、57ページをお願いしたいと思います。下段にあります3節林業費の補助金は、2,169万8,166円で、主なものとしたしましては県有害鳥獣捕獲事業費補助金として1,716万8,000円があります。

次に、59ページの下段にあります農業施設災害復旧費補助金と、61ページの上段の林業災害復旧事業費補助金を合わせまして2億2,950万177円となっております。

以上で農政課の事業詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 郁夫君） ここで、暫時休憩します。再開は14時10分とします。

午後1時59分休憩

.....
午後2時10分再開

○議長（佐藤 郁夫君） 次が、商工観光課長。

○商工観光課長（溝口 信一君） 商工観光課長でございます。平成30年度決算につきまして詳細説明をいたします。

歳出にあわせて、同時に歳入の御説明をさせていただきます。

218ページ、219ページをお願いいたします。7款1項1目商工総務費でございます。商工総務費90万2,100円は、各団体などへの負担金が主なものでございます。

次の消費者行政事業329万7,400円は、消費者行政相談員の賃金及び消費者行政に伴います啓発用印刷物などが主なものでございます。

歳入としましては、59ページの消費者行政推進事業費補助金193万1,790円並びに消費者行政強化事業費補助金4万5,220円を充当しております。

次に、221ページをお願いいたします。給与管理費5,375万8,649円は、商工観光課職員7名の給与でございます。

続きまして、7款1項2目商工振興費でございますが、商工振興活性化事業2,034万1,633円は19節負担金補助及び交付金の商工会への補助金900万円、中小企業者利子補給補助金328万5,991円、商店街にぎわい創出支援事業費補助金240万円、創業等支援事業費補助金500万円が主なものでございます。

次の地買地消推進事業1,146万3,700円は、地域経済活性化事業費補助金としましてプレミアム付商品券事業補助でございます。

次に、223ページをお願いいたします。7款1項3目観光費でございますが、最初に翌年度繰越額、不用額について御説明をさせていただきます。

翌年度繰越額の繰越明許費5,907万4,000円でございますが、内訳としまして918万円は13節委託料、由布院駅周辺整備設計業務測量調査の委託費でございます。

次の工事請負費4,989万4,000円は、由布院駅周辺の整備工事費でございます。

不用額1,093万2,294円の主なものとしましては、19節負担金補助及び交付金の987万8,737円でございます。

内訳としましては、由布市まちづくり観光局運営補助金の返還金790万8,571円と、大分空港利用事業負担金の減額に伴います戻入116万3,309円でございます。

まちづくり観光局の返還金につきましては、観光局の事業収入であります手荷物配送手数料やコインロッカー収入などの増加に伴います余剰金の発生による運営費の返還金790万8,571円の戻入でございます。

大分空港利用事業負担金の戻入につきましては、インバウンド事業の国際線チャーター便の減少に伴います負担金の減額、大分空港利用促進期成会より116万3,309円の戻入でございます。

次の、観光費199万2,894円は、12節通信運搬費の公衆無線ラン運用費など186万6,538円が主なものでございます。

次の、観光交流促進事業165万1,180円は、13節スポーツ観光交流業務委託料、広島カープの応援交流事業75万円と、19節やまなみブロック観光協議会負担金73万円が主なものでございます。

次の、観光振興事業6,058万2,389円は、19節負担金補助及び交付金、市内各6の観光協会の補助金1,717万4,900円と、まちづくり観光局補助金としましてTICの維持・運営管理及び事業補助金の3,536万6,429円が主なものでございます。

225ページをお願いいたします。地域イメージ向上対策事業2,130万1,701円の主なものは、13節委託料439万5,600円の由布岳南山麓自然パーク整備工事設計委託料と、15節工事請負費439万5,600円、湯布院地域のおもてなしトイレの改修工事、岳本公園、六所、由布見通りの3カ所の改修工事と、19節負担金補助及び交付金の工事負担金751万2,400円で、由布院駅舎の外壁塗装がえ工事の負担金、JRと2分の1の負担金が主なものでございます。

13節設計委託料には、歳入59ページの自然環境整備事業費補助金の198万1,000円を充当しております。

15節トイレ改修工事費には、おもてなしトイレ緊急整備事業費補助金の219万7,800円を充当しております。

次の、イベント事業1,229万358円は、19節負担金補助及び交付金の各地域の祭り事業補助金1,144万8,358円が主なものでございます。

下段の震災復興事業1,984万9,376円は、19節負担金補助及び交付金、各観光協会の復興事業や復興イベントなどへの支援及び各施設の修繕など、復興に関する補助が主なものでございます。

227ページをお願いします。次の、観光基盤整備事業6,928万2,628円は、13節委託料由布院駅周辺整備調査研究業務委託料600万円及び15節工事請負費は、由布院駅前周辺の整備工事で、駅前中央線道路改良工事やTICの外構工事、駅前周辺の道路標識設置工事など、

6,262万3,560円が主なものでございます。

歳入につきましては、45ページの都市再生整備計画事業費補助金2,112万6,000円を充当しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、建設課長。

○建設課長（佐藤 洋君） 建設課長です。平成30年度の建設課に係ります歳入歳出決算の詳細について御説明申し上げます。

なお、歳入につきましては歳出の説明にあわせて説明させていただきますので、歳出の主な事業を中心に説明させていただきます。

それでは、決算書の226、227ページをお開きください。下段8款1項1目土木総務費1,591万5,792円につきましては、次ページ288、229ページとわたりますが、市道等の管理に係る道路台帳補正や指導管理システム使用に係る費用として、また九州国道協会等の各種負担金が主なものでございます。

同じ228、229ページとなりますが、中ほど急傾斜地崩壊対策事業1,409万400円につきましては、市が施行とします庄内町平沢津地区急傾斜地崩壊対策事業に係る測量設計業務委託費用や、大分県が実施いたします砂防事業、挾間町南田代、庄内町上小原及び蛇口地区の3カ所の工事負担金が主なものでございます。

次に、230、231ページを開きください。上段8款2項1目道路維持費、道路維持事業1億2,698万4,540円につきましては、道路維持に係ります測量設計業務委託や修繕、工事に係る費用、また自治区によります市道の草刈り活動に対する交付金が主なものでございます。

また、18節備品購入費、機械器具費12万9,600円につきましては、ブロック塀等の鉄筋探査測定器の購入費用でございます。

次に、下段8款2項2目道路新設改良費につきましては、中ほどに記載しております支出済額12億1,724万5,195円と支出しておりますが、国県道路整備促進事業5,885万4,750円は県道改良事業9路線13工区の県への工事負担金でございます。

次の、道路整備事業、社会資本整備事業、改良としまして、次ページ232、233ページにわたりますが、2億4,035万7,491円、防衛調整交付金事業1億8,401万9,709円、辺地対策事業2,859万3,000円、過疎対策事業2億1,833万452円、単独事業としまして、次ページ234、235ページとわたりますが、3億9,882万6,473円、社会資本整備事業、補修、8,826万3,320円につきましては、市幹線道路、地域内道路整備や橋梁、トンネル等の補修に係る費用でございます。

これら道路整備事業に充当分歳入としまして、恐れ入りますが44、45ページをお開きくだ

さい。下段の15款2項6目土木費国庫補助金、次ページ46、47ページとわたりますが、社会資本整備総合交付金1億7,113万9,050円が充てられております。

戻りまして、234、235ページをお開きください。下段の8款3項1目河川総務費351万4,978円につきましては、県より委託を受けて大分川河川敷を自治区や団体に草刈りを委託している費用や、湯布院町の若杉ダムにおける点検業務を委託している費用が主なものでございます。

次に、236、237ページをお開きください。上段8款4項1目都市計画総務費140万971円につきましては、各種条例に基づく審議会委員の報酬、また都市計画の見直し検討に伴います調査研究業務委託によるものが主なものでございます。

次に、雨水対策事業999万9,720につきましては、挾間地域における開発事業に伴う雨水対策として、用排水路等の測量設計や整備を行ったものでございます。

次に、同ページ下段、8款4項2目都市景観対策費7,418円につきましては、屋外広告物対策事業によります各種手続業務に係るものでございます。また、景観形成対策事業12万9,600円につきましては、由布市屋外広告物パンフレットの増刷を行ったものでございます。

238、239ページをお開きください。上段8款4項3目土地利用規制対策費28万3,641円につきましては、国土利用法に基づく届け出等の県へ進達に係る業務が主なものでございます。

次に、同ページ下段、8款4項4目公園費、都市公園等管理事業1,621万7,638円につきましては、都市公園26カ所、その他公園7カ所の維持管理に要する費用や、湯布院中央児童公園内に展示しておりました蒸気機関車移設に伴う補助金、また移設に伴います同公園の整備を行ったものが主なものでございます。

240、241ページをお開きください。8款5項1目住宅管理費、公営住宅管理事業3,028万6,459円につきましては、市営住宅42カ所582戸の維持管理に要する費用でございます。

中ほどからとなりますが、一般住宅耐震化等助成事業124万2,000円は、個人木造住宅の耐震診断や危険ブロック塀等除却に係る補助金を交付したものでございます。

次に、公営住宅整備促進事業3,809万3,004円につきましては、市営住宅長寿命化計画に基づき庄内町渕にございます市営住宅の改修等整備を行ったものが主なものでございます。

また、空き家等対策事業7万9,000円につきましては、空き家等対策事業に協議会委員の報酬でございます。

これらの事業に充当分の歳入として、恐れ入ります44、45ページをお開きください。下段の15款2項6目土木費国庫補助金、次ページ46、47ページとわたりますが、住宅耐震診断

補助金 55 万 1,000 円、地域住宅交付金 1,098 万 7,000 円の国費が充当されております。

また、恐れ入ります 58、59 ページをお開きください。中段の 16 款 2 項 6 目土木費県補助金、住宅耐震診断補助金 27 万 6,250 円、危険ブロック塀等除却補助金 6 万 8,500 円の県費が同じく充当されております。

最後になりますが、324、325 ページをお開きください。中段 11 款 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費 3 億 2,184 万 3,142 円につきましては、平成 28 年発生 of 熊本大分地震による災害、平成 29 年発生 of 梅雨前線、台風 18 号による災害、また平成 30 年発生 of 梅雨前線による災害によります市道、河川の災害復旧工事に係るものでございます。

この事業に充当分の歳入として、恐れ入ります 46、47 ページをお開きください。上段中ほどの 15 款 2 項 8 目災害復旧費国庫補助金の土木災害復旧費補助金 1 億 8,371 万 8,000 円がこの事業に充当されております。

以上、主な事業なものだけですが、建設課の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、消防長。

○消防長（古長 清治君） 消防長です。消防本部決算状況について御説明を申し上げます。

まず歳入につきまして、決算書 41 ページをお開きください。41 ページ、14 款 2 項 6 目消防手数料 16 万 8,950 円は、危険物等の申請許可の手数料でございます。

次に、62 ページ、63 ページをお開きください。16 款 3 項 7 目消防費県委託金 6 万 8,000 円は、火薬類取締事務及び液化ガス法事務委託金でございます。

次に、72 ページ、73 ページをお願ひします。21 款 4 項 1 目受託事業収入 489 万 9,960 円は、高速自動車道国道における救急業務に関する支弁金でございます。

次に、75 ページをお願ひします。雑入、下から 3 番目、66 万 5,120 円は、主に県防災航空隊に派遣しています職員人件費の立てかえ分が主なものになっております。

続きまして、歳出お願ひします。決算書 242 ページ、9 款 1 項 1 目常備消防費でございます。決算額は 5 億 6,910 万 5,528 円となっております。

内容につきましては、事業別に主なものを説明申し上げます。

まず、常備消防費 3,179 万 4,477 円は、主な内容といたしまして、11 節需用費 1,361 万 5,577 円は、職員の被服、車両の燃料費、3 庁舎の光熱水費でございます。

また、13 節 447 万 5,820 円は、庁舎管理、消防統計システムの保守管理費となっております。

次に、245 ページ、緊急自動車購入事業、18 節備品購入費、機械器具費 3,173 万

400円は、湯布院出張所における高規格救急車の購入費でございます。

次に、消防技術向上事業508万3,450円の主なものは、19節負担金補助及び交付金の350万9,470円で、大分県消防学校入校費の負担金となっております。

次に、消防資機材整備事業1,742万1,240円の主なものといたしまして、修繕費を含む需要費713万3,220円、それから委託料、機械整備費、保守点検費で642万6,000円となっております。

次に、246ページ、247ページをお願いします。2目非常備消防費、これは消防団関係のものとなっております。決算額6,793万1,381円、主なものといたしまして、第1節報酬費1,786万2,000円は、消防団員769名分の報酬となっております。

18節の備品購入費610万8,480円は積載車2台分の購入費、19節の負担金補助及び交付金2,440万8,929円は、県消防保障等組合負担金及び消防施設等整備補助金となっております。

消防本部は以上です。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（衛藤 哲男君） 教育次長です。平成30年度教育総務課の決算詳細説明をさせていただきます。

歳入は歳出にあわせて説明をさせていただきます。

それではまず、252ページ、253ページをお願いいたします。10款1項1目教育委員会費168万2,847円は、教育委員4名分報酬及び旅費が主なものです。

下段2目、事務局費3,734万4,384円は、教育委員会部局の臨時嘱託職員の保険料及び健康診断に伴う委託料が主なものです。

同じく下段、情報環境整備事業が4,214万3,331円は、学校関係のパソコンの保守管理等の委託及びパソコン教室用パソコンの入れかえによる購入費等が主なものです。

続きまして、254ページ、255ページをお願いいたします。学校施設整備事業費531万3,600円は、学校施設長寿命化計画策定に係る委託料です。スクールバス運行事業5,172万3,005円は、由布院幼稚園通園バスや小中学校の通学バスの費用及び統廃合や遠距離通学用のタクシー借上料が主なものです。

なお、歳入につきましては、36ページ、37ページをお願いいたします。

13款2項3目、上段の教育費負担金のうち、中学生等通学バスの148万5,840円で、内容は利用者51名、幼稚園26名、中学生25名の負担金、高校生通学バス93万2,000円は、由布高生の利用者24名分の負担金でございます。

続きまして、教育施設環境安全対策事業、濟いませんもとの254ページ、255ページにお

戻りください。教育施設環境安全対策事業 571万248円は、小中学校の清掃管理や消防用施設保守点検の委託料が主なものです。

なお、歳入といたしましては、38ページ、39ページをお願いいたします。

14款1項5目教育使用料の3節保健体育施設使用料の下段87万5,770円で、内容は小中学校14校の体育館の使用料でございます。

また、申しわけありませんが254ページ、255ページにお戻りください。学校規模適正化事業100万円は、阿蘇野小学校廃校に伴う小学校統廃合補助金でございます。

続きまして、教育振興基本計画等推進事業104万5,494円は、第2期由布市教育振興基本計画の策定にかかる印刷製本費が主なものでございます。

続きまして、256ページ、257ページをお願いいたします。上段、教育環境管理充実事業931万6,844円は学校災害賠償保険料、幼・小・中学校のごみ収集処理業務委託料並びに児童生徒用机いすの購入費が主なものでございます。

続きまして、264ページ、265ページをお願いいたします。10款2項1目学校総務費の中段、小学校施設管理事業5,815万2,528円は、市内小学校の校舎等の修繕費や浄化槽等清掃管理並びに機械警備保障等の委託料及び谷小学校、由布川小学校のブロック塀安全対策事業並びに由布院小学校グラウンド改修工事の工事請負費が主なものです。

なお、修繕費につきましては、歳入といたしまして74ページ、75ページをお願いいたします。21款5項2目挟間小学校、由布院小学校、学校に設置しております太陽光発電の電力販売金を充当しております。

46ページ、47ページをお願いいたします。15款2項7目教育費国庫補助金のうち、ブロック塀、冷房設備対応臨時特例交付金281万6,000円が財源となっております。

続きまして、274ページ、275ページをお願いいたします。中段、10款2項4目学校建設費、小学校施設整備事業240万9,994円は、石城、川西、塚原小学校の空調設置事業の設計委託料が主なものです。

続きまして、276ページ、277ページをお願いいたします。10款3項1目学校総務費の中段、中学校施設管理事業1,760万6,796円は、3中学校の校舎等の修繕費並びに浄化槽等清掃管理や湯布院、挟間中学校のエレベーター保守点検の委託料及び湯布院中学校外壁補修工事や庄内中学校テニスコート改修工事の工事請負費主なものです。

なお、修繕費につきましては歳入といたしまして、再び大変申しわけないんですが74ページ、75ページをお願いいたします。先ほども説明いたしました太陽光発電電力販売金のうち、挟間中学校分、湯布院中学校分を充当いたしております。

続きまして、284ページ、285ページをお願いいたします。10款4項1目幼稚園総務費

の幼稚園施設管理事業299万4,912円は、市内7幼稚園の園舎等の修繕費並びに浄化槽清掃管理等の委託料及び挟間幼稚園のブロック塀安全対策事業の工事請負費が主なものです。

このうち、挟間幼稚園のブロック塀工事費につきましては、歳入といたしまして、申し上げありませんが再度47ページお願いいたします。先ほども説明いたしましたが、ブロック塀、冷房設備対応臨時特例交付金が財源となっております。

以上で教育総務課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、学校教育課長。

○学校教育課長（田代 浩樹君） 学校教育課長です。平成30年度歳入歳出決算の詳細説明をいたします。

まず、歳入についてです。決算書37ページをお願いします。13款2項3目教育費負担金施設型給付費145万7,420円は、子ども子育て支援制度に基づき、他市町村のお子さんを市内の幼稚園で受け入れたことに対するの当該市町村からの収入でございます。

次に、39ページ中ほどです。14款1項5目教育使用料、幼稚園使用料で授業料が799万2,650円、その下、預かり保育料として440万8,800円です。

続きまして、47ページ中ほどの15款2項7目教育費国庫補助金、要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金は、修学旅行費2人分に対する補助金6万3,000円です。補助率は50%、2分の1でございます。

その下の教育支援体制整備事業費23万7,000円、これは支援の必要な子どもに対する連携支援コーディネーター、就学相談員1名分の賃金に当てられた補助金でございます。

続きまして、教員の業務をサポートし、教員の業務負担の軽減を目的としたスクールサポートスタッフ補助金71万5,593円、由布院小学校と挟間中学校2校に配置した2名分の賃金でございます。補助率は100%でございます。

59ページをお願いします。16款2項7目教育費県補助金、下のほうです。スクールソーシャルワーカー活用事業補助金86万4,000円。これは不登校や暴力行為、児童の虐待、いじめ等生徒指導上の問題に対しまして、教育分野や社会福祉分野で専門知識を持つもの1名を配置しているものでございます。

その下のスクールサポート補助金143万1,187円は、先ほど説明しました教員の業務サポートをするスクールサポートスタッフの補助金と同じものでございます。由布院小学校と挟間中学校2校に配置をしております。

最後に、75ページをごらんください。21款5項2目、中ごろの雑入、学校教育課分です。180万3,410円です。幼稚園児、児童生徒災害共済掛け金の個人負担分、給食センター自動販売機の電気料、給食センター臨時職員9人、嘱託職員17人の雇用保険の個人負担分ござ

います。

続きまして、歳出の主なものについて説明をいたします。257ページをお願いします。上の部分です。10款1項2目事務局費の学力向上支援教諭活用事業1,049万8,830円は、学習上のつまづきを解消するために配置した教員4名分の賃金でございます。

下のほう、給与管理費6,281万9,870円は、職員の給与、扶養手当等各種手当が主なものとなっております。

次に、259ページ、3目教育指導費、改訂教科書等給与事業190万8,174円は、小学校に道徳が教科化されたことによる教員用の教科書及び指導書の購入費でございます。

その下、教育指導費530万8,393円は、事務補助員の賃金、臨時嘱託職員の社会保険料と児童生徒の損害保険料等が主なものとなっております。

261ページをお願いします。学校子ども支援センター事業1,170万1,268円は、教育相談員6名分の賃金と適応指導教室コスモスの運営費となっております。昨年度は入室者は7名でございました。今年度も現在のところ7名ということになっております。

次に、中段少し下の健康管理事業1,013万7,684円は、学校医等の報酬、教職員の健康診断、健診委託料、フッ化物洗口事業の経費となっております。

次に、263ページです。

4目の中高一貫教育推進費です。連携型中高一貫教育推進事業1,651万6,076円は、各中学校と由布高の乗り入れ授業等臨時講師の賃金及び通学費補助が主なものとなっております。

次に、265ページ、2項小学校費1目学校総務費の小学校特別支援員活用事業4,839万6,714円は、複式学級解消に係る学級担任と児童の障がい等に応じて適切な教育を実施するために配置した臨時講師、特別支援員の賃金となっております。

次に、267ページをお願いします。

2目学校管理費の学校管理費支出済み額4,986万8,357円は、小学校11校分の運営管理に係るものでございます。各学校並びに支援センターの内訳を記載しております。

次に、273ページをお願いします。

3目教育振興費、教育振興費1,607万4,141円は、小学校への就学援助費でございます。次の由布川小学校振興事業から小学校支援センター振興事業までについては、各小学校の図書教材等の購入費が主なものとなっております。

275ページの下のほうです。

3項中学校費1目学校総務費568万6,630円は、学校校務員等臨時嘱託の賃金でございます。

277ページ、中学校英語教育推進事業1,374万60円は、外国語指導助手派遣委託料及

び英語検定時の補助金等となっております。

次に、279ページ、お願いします。

2目学校管理費の支出済み額2,198万2,758円は、中学校3校の運営に関する経費となっております。学校ごとの内訳を記載しております。

281ページをお願いします。

3目教育振興費、教育振興費1,444万8,726円は、中学生に対する就学援助費でございます。

次の中学校振興事業から283ページの湯布院中学校振興事業までは、各中学校の図書教材備品等の購入費となっております。その下、学校生活支援事業536万5,678円は、部活動へ対しての補助金となっております。

4項幼稚園費1目幼稚園総務費の2,067万1,062円は、幼稚園の臨時嘱託職員の賃金が主なものとなっております。

次に、285ページ下段をごらんください。下のほうでございます。

2目幼稚園管理費、支出済み額1,556万6,992円は、各幼稚園の運営管理に係る経費でございます。幼稚園ごとの内訳を記載しております。

291ページ、中ごろの就学前教育環境整備事業789万8,236円は、幼稚園5園で実施しています預かり保育に関する費用でございます。

最後に、293ページをお願いいたします。

5項1目学校給食費1億1,567万8,333円は、学校給食センター運営管理の経費となっております。

以上で、学校教育課の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、社会教育課長。

○社会教育課長（首藤 啓治君） 社会教育課長です。平成30年度社会教育課の決算詳細説明をいたします。

最初に歳入でございます。38ページ、39ページをお願いいたします。

14款1項5目の教育使用料の2節公民館使用料、収入済み額584万4,028円は、5館あります各公民館の使用料でございます。3節保健体育施設使用料291万450円は、はさま未来館のトレーニングルームの使用料でございます。

次に、4節の交流体験施設使用料68万4,510円は、庄内ゆうゆう館の施設使用料でございます。

次に、58ページ、59ページをお願いいたします。

16款2項7目の教育費県補助金の1節教育費補助金の地域教育力向上支援事業費補助金

404万8,000円は、放課後子ども教室等の運營業務県補助金でございます。

次に、74ページ、75ページをお願いいたします。

21款5項雑入、社会教育課149万5,778円は、各公民館教室等の受講料や自動販売機設置料などが主なものでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。決算書294ページ、295ページをお願いいたします。

10款教育費6項社会教育費1目社会教育総務費の支出済み額は、6,502万9,914円でございます。

295ページの上から生涯学習振興事業の47万5,018円は、まなびの情報誌の印刷製本費として29万1,308円等が主なものでございます。

次の教育支援対策事業の130万3,000円は、青少年健全育成市民会議補助金が主なものでございます。

次の地域教育推進事業の894万6,444円は、3地域の放課後子ども教室等の運營業務委託料666万8,800円が主なものでございます。

次の社会教育活動推進事業の1,241万7,833円は、成人式に係る記念品や委託事業並びに自治公民館等整備補助金などが主なものでございます。

次の人権教育推進事業の26万2,000円は、次のページ、296、297ページをお願いいたします。謝金で人権講座の講師に係る謝金などが主なものでございます。

次の給与管理費、社会教育課の4,121万8,207円は、社会教育課の職員給与費が主なものでございます。

次の読書活動推進事業の40万7,412円は、後藤檜根作品の紙芝居作成に係る講師謝金や印刷製本費などが主なものでございます。

同じページの下段、2目公民館費でございます。支出済み額は6億2,492万6,032円でございます。そのうち、公民館連携事業の4,496万3,825円は、各公民館の臨時嘱託職員の賃金と次のページ、298、299ページをお願いいたします。修繕費として、はさま未来館の移動観覧席や吸収式冷温水機等の修繕に係るもので1,134万8,203円並びに工事請負費で旧湯平小学校施設改修工事等に係る967万8,960円等が主なものでございます。

次の挟間公民館事業の3,304万4,463円は、挟間公民館に係る施設管理や主催事業に係る経費です。

300ページ、301ページをお願いいたします。

庄内公民館事業の581万3,446円は、庄内公民館に係る施設管理や主催事業に係る経費、

その次の湯布院公民館事業の1,096万6,313円は、湯布院公民館に係る施設管理や主催事業に係る経費であります。

302、303ページをお願いいたします。

体験活動事業の67万2,455円は、わんぱくウォークや青少年リーダー育成に係る経費であります。

その次の川西公民館事業の298万2,368円は、川西地区公民館に係る施設管理や主催事業に係る経費です。

304ページ、305ページをお願いいたします。

中ほどの湯平公民館事業の192万5,042円は、湯平地区公民館に係る施設管理や主催事業に係る経費となっております。

次の社会教育施設整備事業の4億8,288万594円は、次の306、307ページをお願いいたします。庄内公民館建設に係る工事請負費や備品購入費等によるものでございます。

同じページの給与管理費挾間公民館、次の給与管理費庄内公民館、その次の給与管理費湯布院公民館は、それぞれ公民館の職員の給与等に係るものとなっております。

次の308、309ページをお願いいたします。

10款6項3目図書館費の支出済み額は3,734万7,687円でございます。図書館事業におきまして、図書館司書の賃金及び各図書館の図書の購入費などが主なものでございます。

同じページの下段の4目文化財保護費の支出済み額は1,128万9,842円でございます。内訳として、文化財保存継承推進事業289万9,449円は、次の310、311ページをお願いいたします。旧日野医院における管理人賃金や維持管理に係る経費が主なものでございます。

次の文化振興事業の49万6,000円は、後藤檜根記念事業や文化振興に係る補助金などが主なものでございます。文化財活用促進事業182万8,824円は、社会教育課臨時職員の賃金が主なものでございます。

次の国民文化祭事業の606万5,269円は、国民文化祭実行委員会への補助金でございます。

312、313ページをお願いいたします。

次の5目交流体験施設費の支出済み額は654万7,741円でございます。交流体験施設維持管理事業として654万7,741円は、庄内ゆうゆう館の施設維持管理に係るものや、ゆふの丘プラザの給湯装置の3方弁修繕等に係る経費でございます。

下段の6目歴史民俗資料館費の105万4,280円は、歴史民俗資料館の管理委託料と施設の維持管理に要する経費が主なものでございます。

以上で、社会教育課の決算詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） ここで暫時休憩します。再開は15時15分とします。

午後3時03分休憩

.....

午後3時13分再開

○議長（佐藤 郁夫君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（衛藤 欣哉君） スポーツ振興課長です。平成30年度スポーツ振興課決算の詳細説明をいたします。決算書にて説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、スポーツ振興課に係る歳入については、決算書の39ページをお開きください。

14款使用料及び手数料1項使用料は、市民グラウンド、市立体育館、運動公園、B&G海洋センター、スポーツセンターの各体育施設の使用料で未収金はございません。備考欄に施設ごとの収入額を記載しております。約3,464万円の収入でございます。

77ページをお願いいたします。

21款諸収入5項雑入の7,738万6,000円のうち、上から2行目のスポーツ振興課の収入546万4,000円は、主な収入は、総合型スポーツクラブ事業補助金で、スポーツ振興宝くじtotoによるものと各体育施設に設置しております自動販売機設置に伴う手数料等でございます。

歳出について説明をいたします。315ページをお願いいたします。

10款7項保健体育費1目保健体育総務費、支出済み額7,215万3,249円の内訳は、保健体育総務費408万2,776円で、主なものは臨時職員1名の賃金でございます。

スポーツ・レクリエーション団体育成事業487万5,000円は、総合型地域スポーツクラブ自立支援事業の負担金等でございます。スポーツ大会交流事業339万1,530円は、SPAマラソン大会の補助金等でございます。

317ページをお願いいたします。

スポーツ・レクリエーション推進事業14万9,191円は、水泳教室の講師の費用等でございます。

指導者育成事業64万4,470円は、B&G財団主催の研修会、スポーツ推進員を初めとする指導者講習会への参加の旅費等でございます。

競技スポーツ振興事業1,266万8,000円は、由布市体育協会等への補助金であります。給与管理費4,634万2,282円は、職員6名分でございます。

315ページから317ページの備考欄に事業ごとに詳細を記載しております。

10款教育費7項保健体育費1目保健体育総務費の決算額は7,215万3,000円で、前年

度より約30万9,000円程度の増額となっております。委託料として、ごみ収集処理業務等の新たな経費がございました。

319ページをお願いいたします。

10款7項保健体育費2目体育施設費、支出済み額2億1,825万4,691円は、各施設の維持管理に係るものでございます。備考欄に事業ごとに詳細を記載しております。内訳は、スポーツ施設管理事業4,013万7,616円、スポーツ施設の委託料として清掃保守等が中心のものでございます。

B&G海洋センター施設管理事業4,117万8,818円、これは、挟間・湯布院B&G海洋センターの暖房等の燃料、光熱費、修繕、施設清掃、受け付け監視、機械保守が主なものでございます。

321ページをお願いいたします。

スポーツセンター施設管理事業4,039万2,781円、スポーツセンターの維持管理に係ります光熱水費、警備、施設保守、産業廃棄物処理業務が主なものでございます。スポーツ施設整備事業9,654万5,476円につきましては、一括して記載をしておりますので、内訳を申し上げます。

13委託料の内訳ですが、挟間体育センターの改修工事、設計、湯布院B&G海洋センタープール改修工事の設計、挟間上原野球場電光掲示板故障調査を行った技術料の3件でございます。委託料の計が299万7,000円でございます。

15の工事請負費の内訳は、挟間体育センター改修工事7,450万9,000円、挟間・湯布院のB&G海洋センターの施設の修繕、プールの改修工事、計4件で905万円でございます。

湯布院スポーツセンター防水工事、電灯ケーブル工事が939万8,000円、このほかに湯布院総合運動場のトイレの洋式化工事、旧庄内公民館のエアコンを空調施設のない施設へ移設した工事等で59万円、合計9件の工事を行っておりまして、工事請負費の計が9,354万8,476円でございます。

10款教育費7項保健体育費2目体育施設費の決算額は2億1,825万4,690円で、前年度より6,398万3,000円の増額となっております。主な増額は、工事請負費で挟間体育センター、湯布院スポーツセンターの防水、湯布院B&G海洋センタープール等の改修工事金額が大きかったためであります。備考欄に事業ごとに施設の維持管理に係る経費を記載しております。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、認定第2号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（佐藤 正秋君） 水道課長です。認定第2号について詳細説明を申し上げます。

認定第2号、平成30年度由布市水道事業会計収支決算の認定について。地方公営企業法第30条の規定により、平成30年度由布市水道事業会計収支決算の認定について、監査委員の意見を付して議会の認定を求める。令和元年9月9日提出、由布市長。

それでは、1ページをお開きください。

水道事業決算報告書でございます。ここでは、消費税及び地方消費税を含んだ数値となっております。

まず、収益的収入及び支出でございます。これは、経営状況をあらわす損益取引、すなわち全ての収益や費用を計上したものでございます。

上段の表は、収益的収入についての表でございます。決算額は6億554万9,131円でございます。

ここで、11ページをお開きください。

右上上段、(2) 事業収入に関する事項の表でございます。前年度の決算額と比較したものととなります。ここでは消費税抜きの金額となっております。

まず、1項営業収益でございますが、4億5,170万8,656円、前年度に比べまして20万769円の減となっております。主な要因といたしましては、水道料金は微増となっておりますが、加入負担金が減となったため、微減しているものでございます。

2項営業外収益でございますが、1億1,699万5,781円、前年度に比べまして268万9,298円の増となっております。その主な要因といたしましては、水道ビジョンの策定に伴う一般会計補助金の増及び長期前受け金の減によるものでございます。

3項特別利益で85万9,923円となっております。これは過年度分の消費税の納税額の修正によるものでございます。

ここで再度1ページにお戻りください。

下段の表、収益的支出でございますが、決算額5億6,491万3,334円でございます。

再度11ページにお戻りください。

右下、(3) 事業費に関する事項の表でございます。前年度の決算額を比較したものとなっております。11ページです。

1項営業費用でございますが、4億8,697万239円と、前年度と比べまして540万9,048円の減となっております。その主な要因といたしましては、委託料、減価償却費の減によるものでございます。

2項営業外費用でございますが、4,634万5,101円、前年度に比べまして476万3,651円の減です。これは企業債の償還が一部終了したことによるものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。これは収益や費用に当たらない施設の整備拡充のためのもの
でございます。

上段の表、収入の決算額は9,917万1,080円となっております。下段の表、支出の決算
額は3億340万316円で、収入が支出額に不足する2億422万9,236円につきましては、
下段の枠外に記載をしておりますが、消費税及び地方消費税資本的収支調整額491万
1,432円と過年度損益勘定保留資金1億9,931万7,804円で補填をいたしておるところ
でございます。

上段の資本的収入では、前年度に比べまして4,153万4,800円の減となっております。
その主な要因といたしましては、建設企業債の減によるものでございます。

下段の資本的支出では、前年度に比べまして4,298万9,638円の減となっております。
その主な要因といたしましては、建設改良費の減によるものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。平成30年度の水道事業の経営成績を示すものでございます。

左下の、左側の下から7行目、営業損失3,526万1,583円と、右側の今度上から4行目
になります。営業外利益7,065万680円を合計いたしまして、右側の上から5行目、営業
利益3,538万9,097円となります。この営業利益に5.の特別利益と6.の特別損失を合
計いたしました、右下から3行目になります。当年度純利益は3,557万2,734円となり、
黒字決算となっているところでございます。

当年度純利益に前年度の繰越余剰金を含め、当年度末の処分利益余剰金といたしまして翌年度
へ繰り越す額は3,594万4,548円となっているところでございます。

次に、4ページから7ページにかけましては、貸借対照表及び余剰金計算書でございます。平
成31年3月31日現在の資産と負債、資本の状況を示したものでございます。

4ページ右側、上から8行目、資産合計50億1,854万8,520円と、5ページの一番下
の行、負債、資本の合計が合致をしているところでございます。

6ページの余剰計算書につきましては、5ページの資本の部の推移の一覧表となっているところ
でございます。

7ページには、余剰金処分計算書でございます。

8ページには、重要な会計方針を記載したものでございます。

9ページから11ページにかけましては、事業報告書を記載しているところでございます。

12ページには、キャッシュ・フロー計算書で、現金の変動に関する情報をあらわしたもので
ございます。期末残高2億6,101万1,082円は、4ページの右の上から2行目の現金、預
金と合致をしているところでございます。

13ページから24ページにかけては、収益的収入及び支出の明細書を添付しているところでございます。

25ページから28ページには、資本的収入及び支出の明細書でございます。

29から32ページについては、固定資産の明細及び企業債の明細でございます。

33ページは、基金運用の状況調書でございます。

34ページは繰越計算書でございます。

それぞれ御参照していただき、御一読をお願いしたいと思います。

以上で、決算の認定の詳細説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、ただいま詳細説明がありました認定第1号及び認定第2号の審査結果について、代表監査委員の報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。

最初に、令和元年6月28日に、地方自治法第233条第2項、第241条第5項の規定により、市長から依頼されました平成30年度由布市一般会計、特別会計の歳入歳出決算と基金の運用状況についての審査結果を御報告いたします。

審査では、各会計の歳入歳出決算書や基金の運用状況調書の計数が各所管課の保管する帳簿と合致しているかの確認をいたしました。また、予算の執行状況など、決算の詳細について関係職員からの聞き取りを行いました。

審査の結果、平成30年度一般会計、特別会計の歳入歳出決算とその附属書類は関係法令に準拠して作成されておりました。表示されている計数も関係する帳票や証拠書類と合致しており、適正、妥当であると認められました。また、各会計の歳入歳出予算も適正に執行されていると認められました。

平成30年度の決算は、一般会計と特別会計を合わせた歳入決算額が286億7,713万9,000円、歳出決算額が277億2,745万9,000円と、前年に比べて歳入は11億9,565万9,000円、4.0%の減少、歳出も9億3,134万6,000円、3.2%の減少となりました。

歳入が減少した主な要因は、まず一般会計では、合併算定がえに伴う地方交付税の減額、また、県からの農業施設災害復旧事業費補助金等の災害復旧費補助金などの減に伴う県支出金の減額や、土木事業や災害復旧事業で繰越事業を抑制できたことに伴う繰越金の減額などにより、また特別会計では、国民健康保険特別会計で財政運営の都道府県化などの制度改正により、前年度までであった前期高齢者交付金や国庫支出金などの収入がなくなったことによるものと考えます。

一方、歳出も、一般会計で庄内公民館建設に伴う社会教育施設整備事業費などの増加はあったものの、前年度に由布市ツーリストインフォメーションセンターが完成したことに伴う観光基盤

整備事業費の減や熊本・大分地震対応事業などの減により、また特別会計では国民健康保険特別会計で、制度改正に伴い、これまでであった共同事業拠出金や後期高齢者支援金などの支出がなくなったことにより減少したものと考えられます。

財政力指数は0.443で、前年度に比べてわずかではありますが、低下しております。

また、経常収支比率は96.4と、前年度と同じでしたが、依然として厳しい財政状況に変わりはありません。

一般会計の市債の発行残高は226億974万6,000円と、前年度に比べて7,797万8,000円、0.3%増加しています。公債費の増加は将来にわたり財政運営に影響を与えることから、計画性のある慎重な管理が必要と思われまます。

財産は、土地の地積、建物の延べ面積とも減少しております。また、基金の現在高も前年度に引き続き財政調整基金などの取り崩しにより減少しております。

53ページからのむすびには、今回の審査における所見を述べています。

まず、未収金対策ですが、市税は収納率が95.21%と前年に比べ0.3ポイント上昇しており、未収金の縮減に向けた取り組みの成果があらわれていると思われまます。

市税以外の保険料、使用料や負担金等については、改善傾向にあるものも見受けられますが、収納率や収入未済額の現状を見ると、全体的に十分な収納対策が図られているとは言いがたいものがあります。自主財源の確保と市民負担の公平・公正性の観点から、効果的な収納対策による未収金の縮減を求めています。

次に、不用額についてですが、これまで何度も適時減額処理により、限られた予算の有効活用を促してきたところではありますが、平成30年度は前年度に比べ、一般会計と特別会計を合わせて4億1,294万2,000円減少しており、不用額縮減に向けた取り組みが図られてきたと感じられました。

しかしながら、予算の執行状況などの聞き取りを行う中で、まだ減額補正可能な不用額も少なからず見受けられたことから、今後も限られた予算を有効活用できるよう、引き続き効率的な予算執行を心がけていただきたいと思います。

また、繰越事業の額と件数の多さについても、不用額と同様に以前から繰り返し指摘したところではありますが、平成30年度はこれまでの多額の繰越額を計上してきた費目で大幅な縮減が図られておりました。これは、熊本・大分地震を含む災害復旧関連の事業が落ちつき、縮小したことが一つの大きな要因として考えられます。

それ以外にも事業所管課の事業の執行計画が大幅に見直されたことによるものでもあります。今後も継続して繰越事業の縮減が図られるよう、効果的な事業目標の達成に向けた取り組みを期待しているところであります。

平成30年度は、身の丈に合った予算と身の丈を超える成果を掲げ、年々予算規模が縮小される中、限られた予算で安心・安全なまちづくり、人を育むまちの実現、医療・福祉の充実、産業の振興といった、真に由布市が目指す施策に必要な事業については、優先的に取り組んできております。

人口減少による市税の減収や地方交付税の段階的な縮減などにより、歳入規模が縮小していく一方で、高齢化等による社会保障給付金の増加や老朽化する公共施設等の維持管理費の増大など、行政需要の拡大により、財政運営は年々厳しさを増していくことが見込まれます。今後も引き続き、各種事業の必要性や優先順位の見直しを適時行いつつ、徹底した経費削減を図り、持続可能で安定的な財政運営に努めていただきたいと思います。

続きまして、由布市水道事業会計決算審査の結果を御報告いたします。

令和元年5月31日に、地方公営企業法第30条の第2項の規定により、市長から由布市水道事業会計の審査の依頼がありました。

審査では、水道事業会計決算書とその附属書類などが地方公営企業法やその他の関係法令に基づいて作成されているかを確認いたしました。

また、事業の経営成績や財政状況を適正に表示しているかを検証し、経営内容も把握するため計数の分析も行いました。さらに、予算の執行状況や未収金対策が適切に行われているかなど、決算の詳細について関係職員からの聞き取りを行いました。

審査の結果、審査に付された決算報告書、財務諸表は、地方公営企業法関連法令に準拠して作成されており、会計帳簿や証拠書類とも合致しており、適正と認められました。

水道事業会計の決算を総括いたしますと、まず、給水状況について見ると、年間配水量に対する年間有収水量の割合を示す有収率は74.6%で、前年に比較し4.1ポイント上昇しています。

市全体では3年ぶりに、熊本・大分地震前の有収率に回復しているものの、地震の被害が大きかった湯布院地域では67.8%と、いまだ地震前の有収率を2.5ポイント下回っている状況です。湯布院地域の有収率の向上に向けた取り組みを重点的かつ迅速に行う必要があると考えます。

次に、供給単価と給水原価についてですが、その差、つまり1立方メートル当たりの供給収益はマイナス13.88円と、前年度よりマイナスが2.76円縮小されていますが、近年、供給単価と給水原価の差は縮小傾向にあるものの、合併以来、連続して逆転しており、依然として不均衡な状態が続いております。

水道料金の収納状況については、平成30年度も収納率の向上並びに未収金の縮減が図られています。引き続き、新規滞納者の抑制を図りつつ、収納率の向上に努めていただきたいと思います。

平成30年度は前年に続き黒字決算となりました。これは主に減価償却費や企業債利息などの

減に伴う経常費用の減少によるもので、水道事業収益のうち最も重要な位置を占める営業収益は、わずかながら減少している状況で、これまでと同様に厳しい経営状況に変わりはありません。人口減少社会の到来で、給水人口の大幅な増加が見込まれない中、事業環境はより一層厳しくなることが考えられます。

平成30年度は、年度末に新たな由布市水道ビジョンが策定されました。今後、この新ビジョンの基本理念の実現に向け3つの基本方針、安全、強靱、持続を中心とした施策や事業を着実に実行することにより、効果的、効率的な事業運営と健全な経営体制の構築が図られることを期待したいところです。

水道は、市民生活にとって欠くことのできないライフラインです。地域自治体を大切にしたい住み良さ日本一のまち・由布市を目指し、将来にわたって安心・安全な水の安定的な供給に努めていきたいと思っております。

以上で、平成30年度の一般会計、特別会計、水道事業会計の決算審査の報告といたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、承認第8号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（馬見塚量治君） それでは、承認第8号の詳細説明を申し上げます。

承認第8号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年度由布市一般会計補正予算（第3号）について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。令和元年9月9日提出、由布市長。

裏面をごらんください。

専決処分書です。令和元年8月7日付で専決処分を行っております。

それでは内容について御説明をいたします。

令和元年度由布市一般会計補正予算（第3号）をお願いいたします。次ページをお開きください。

令和元年度由布市一般会計補正予算（第3号）。

令和元年度由布市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,763万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ183億3,061万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和元年8月7日専決、由布市長。

1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正では、歳入歳出の款項ごとに補正額を記載しております。

3ページからは補正予算事項別明細書を掲載しております。

それでは、6ページをお願いいたします。

6ページは歳入となっております。歳入につきましては、災害に伴う国県補助金などを計上してございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

8ページです。3款1項1目区分1の社会福祉総務費250万円は、台風8号により犠牲となられた方への弔慰金となっております。

中段の11款1項1目区分1農業用施設災害復旧費142万円は、農地4件、水路1件の測量委託です。

次の2目林業施設災害復旧費480万円は、林道6カ所の測量委託です。

次のページをお願いいたします。

中段の11款3項1目、区分1、公立学校施設災害復旧費201万3,000円は、湯布院中学校の防球ネットの柱が倒壊したことによるものです。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第53号について、詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（佐藤 公教君） 総合政策課長です。議案第53号、由布市過疎地域自立促進計画の変更について、由布市過疎地域自立促進計画の変更について、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求める。令和元年9月9日提出、由布市長。

裏面をごらんください。

由布市過疎地域自立促進計画に次の項目の追加をするものでございます。

過疎計画の中に「2、産業振興」の項目があります。事業計画欄の（8）の「観光又はレクリエーション」の款の次に、（9）としまして「過疎地域自立促進特別事業（中山間等直接支払交付事業）」を加えるものです。

その下につきましては、4の生活環境整備の事業計画欄の（2）の款の次に、（3）として「廃棄物処理施設」を加えることとしております。このごみ処理施設建設負担金につきましては、大分市等を含めて6市、大分、臼杵、津久見、竹田、豊後大野、由布市で共同運用の予定をしておりますごみ処理建設、清掃センターの建設に伴う負担金でございます。

その下、し尿処理施設建設事業につきましては、由布大分環境衛生組合にある施設の大規模改修に伴うものの予定をしております。

また、下段の事業計画、過疎地域自立促進特別事業分の表に「中山間等直接支払交付事業（令和元年度以降分）」を加えるものです。これにつきましては、本年度当初予算において、過疎債の発行の予定をしております。県と協議を行ったところ、過疎地域自立促進特別事業として位

置くことの必要が生じたことから、今回区分の変更をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第54号について、詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（一尾 和史君） 総務課長です。議案第54号について、詳細説明を行います。

議案第54号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を別記のように定める。令和元年9月9日提出、由布市長。

次のページをお開きください。

第1条から第4条まで、4つの条例の一部改正案を列記しております。

内容としましては、令和元年6月14日に交付されました表記の関係法律の整備に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人または被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、各制度において定められている欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化を図るものでございます。

第1条から、市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、市職員の給与に関する条例、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例について、一つの条例議案にて改正をするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第55号について、詳細説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（小野嘉代子君） 子育て支援課長でございます。議案第55号の詳細説明を行います。

由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の制定について、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例を別記のように定める。令和元年9月9日提出、由布市長。

今までは、由布私立幼稚園に通園している子どもの授業料と、その他の幼稚園、保育所等に通園している子どもの保育料、2つの料金で運用していました。10月から始まる幼児教育・保育無償化に伴い、3歳以上児の授業料、保育料が無償になることから、利用者負担額徴収根拠の統合を行うもの、また条例制定により、幼稚園授業料徴収条例の廃止と個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正を行うものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第56号について、詳細説明を求めます。農政課長。

○農政課長（大野 利武君） 農政課長です。議案第56号の詳細説明を申し上げます。

議案第56号、由布市森林環境譲与税基金条例の制定について、由布市森林環境譲与税基金条

例を別記のように定める。令和元年9月9日提出、由布市長。

提案理由といたしまして、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、森林整備及びその促進に要する費用の財源に充てるため、基金を設置することによる。

裏面を見ていただきたいと思います。

裏面につきましては、第1条の「設置」につきまして、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条の規定に基づき、由布市が行う森林整備に関する施策並びに人材の育成及び確保、普及啓発、木材利用の促進その他の森林整備の促進に関する施策に要する費用に充てるため、由布市森林環境譲与税基金を設置する。

第2条といたしましては「積立て」、第3条といたしましては「管理」、第4条といたしましては「運用利益の処理」、第5条が「繰替運用」、第6条が「処分」、第7条が「委任」、なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第57号について、詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（河野 克幸君） 税務課長でございます。議案第57号について、詳細説明をさせていただきます。

議案第57号、由布市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、由布市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和元年9月9日提出、由布市長。

この改正につきましては、消費税10%の中におきまして、自治体間の税収の偏りを是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税の一部を交付税の原資とすることを目的として交付されました地方税法の一部改正により、平成28年に行いました由布市税条例の一部改正のうち、法人市民税の法人税割の税率を安定的な自主財源確保のために改正を行うものでございます。

裏面をごらんください。

現在の法人市民税の法人税割の税率は、標準税率となります100分の9.7でございますが、平成28年条例改正により100分の6.0とし、令和元年10月1日施行としておりました。

今回の改正は、「100分の6.0」を制限税率となります「100分の8.4」とし、10月1日以降に開始される事業年度から適用するものとなっております。

なお、施行日は、公布の日からとなっております。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第58号及び議案第59号について、続けて詳細説明を求めます。市民課長。

○市民課長（森下 祐治君） 市民課長です。議案第58号について御説明いたします。

議案第58号、由布市印鑑条例の一部改正について、由布市印鑑条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和元年9月9日提出、由布市長。

今回の条例改正は、平成31年度政令第152号による住民基本台帳法施行令等の改正による住民票の旧氏記載ができることに伴い、印鑑証明に旧氏記載ができるように条例を整備するものであります。

裏面をごらんください。

今回は旧氏記載ができるように改正するものが主な条文であります。特に第5条第1項第1号中で、「、名」の次に「、旧氏」を加える、このように「旧氏」という文言を加えるものが主体となっております。

施行時期は、令和元年11月5日からとなっております。

次のページに新旧対照を添付しておりますので、御確認ください。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第59号について御説明いたします。

議案第59号、由布市使用料及び手数料条例の一部改正について、由布市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和元年9月9日提出、由布市長。

今回の条例改正は、平成31年法律第14号による旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金の支給に関する法律の制定に伴い、請求手続に必要な書類の発行手数料を免除できるように条例を改正するものであります。

裏面をごらんください。

由布市使用料及び手数料条例の別表第9中に、25項、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）第25条を追加するものであります。

施行時期は、公布の日からとなっております。

次のページに条例改正の新旧対照を添付しておりますので、御確認ください。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第60号について、詳細説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（小野嘉代子君） 子育て支援課長でございます。議案第60号の詳細説明を行います。

由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を改正する条例を別記のように定める。令和元年9月9日提出、由布市長。

提案理由としまして、令和元年内閣府令第7号及び令和元年内閣府令第8号による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、条例の改正を行うことによるものです。

10月から始まる幼児教育・保育無償化に伴い、「支給認定」が「教育・保育給付認定」に変わったことにより、文言の変更と食事の提供に要する費用を幼稚園、保育園等、独自で徴収することになり、条例の改正を行うものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第61号について、詳細説明を求めます。消防長。

○消防長（古長 清治君） 消防長です。議案第61号について、詳細説明を行います。

議案第61号、由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年条例第213号）の一部を改正する条例を別記のように定める。令和元年9月9日提出、由布市長。

今回、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴うものに加えて、既存の条例の一部の改正の記述を修正するために改正を行うものでございます。

詳細については、新旧対照表にて御説明を申し上げます。

新旧対照表をお開きください。

欠格条項のうち、第5条1項1号の「成年被後見人又は被保佐人」を削除するものでございます。及び、裏面の附則4項の一部を正しい記述に修正するためのものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第62号について、詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（馬見塚量治君） 財政課長です。議案第62号の詳細説明を申し上げます。

議案第62号、令和元年度由布市一般会計補正予算（第4号）、令和元年度由布市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,605万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ187億1,667万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

第3条、地方債の追加及び変更は、第3表地方債補正による。令和元年9月9日提出、由布市長。

1 ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正では、歳入歳出の款項ごとに補正額を2ページまで記載してごさいます。

3 ページをお願いいたします。

3 ページは、第2表債務負担行為です。総合福祉システム導入業務委託を令和2年度までお願いするものです。

4 ページをお願いいたします。

4 ページは、第3表地方債補正です。1件の追加と3件の変更をお願いしてごさいます。

5 ページからは、補正予算事項別明細書を掲載しております。

それでは、8 ページをお開きください。

歳入です。

2款4項1目森林環境譲与税については、森林の整備等に要する費用に充てるもので、額の確定によるものです。

下のほうの13款2項1目の区分に児童福祉費負担金の減額と14款1項5目、区分1の幼稚園使用料の減額は、幼児教育・保育の無償化に伴う負担金と使用料の減額となっております。

それでは、12 ページをお願いいたします。12 ページの下のほうになります。

19款1項1目基金繰入金、区分1、他会計繰入金は30年度決算に伴うものです。

以上が歳入となっております。

それでは、次のページをお願いいたします。

それでは、歳出について御説明をさせていただきます。

済みません。工事請負費並びに工事に係る委託料につきましては、附属書類の9月補正予算の概要4ページを御参照いただければと思います。

済みません。それでは、16 ページをお願いいたします。

16 ページは歳出でございます。

2款1項6目、区分2の由布市に住みたい事業は、県外からの移住者に対して引っ越し費用や家賃補助、就業する方への移住支援金を支給するものです。

その下の7目の区分2、個人番号カード利用環境整備事業は、個人番号カードをさまざまなサービスに使えるようにするためのマイキーIDを設定するための経費です。

18 ページをお願いいたします。

9目の区分2、湯布院コミュニティ施設管理事業は、狭霧台園地のトイレ改修事業です。

その下、区分3、地域活力づくり総合事業は、由布川峡谷の新たな入峡ルートを整備するものです。

10目、区分2、防犯体制確立事業の防犯カメラ設置補助金は、湯布院の参宮通りに設置するものの補助となっております。

24ページをお願いいたします。

中段にあります3款1項1目の区分1、プレミアム付商品券助成事業は、商品券の販売を郵便局に委託する経費となっております。各地域で1カ所の郵便局で取り扱いをしていただくということとなっております。

28ページをお願いいたします。

2項2目の区分2、保育所活動推進事業の扶助費は、10月からの幼児教育・保育の無償化に伴うものが主なものです。

その下の区分3、児童健全育成事業は、児童クラブの運営費の補助基準額の改定に伴うものと障がい児の受け入れに伴う加算分となっております。

では、32ページをお願いいたします。

4款1項5目、区分1、水道未普及地域改善事業は、庄内町弓袋女集落の簡易水道組合への補助金となっております。

36ページをお願いいたします。

中段の6款2項1目、区分1の未整備森林整備事業は、未整備森林地域のデータを作成するもので、森林環境譲与税を財源としてございます。

40ページをお願いいたします。

9款1項1目、区分1、消防資機材整備事業は、空気呼吸器ポンベの充填機を購入するものとなっております。

42ページをお願いいたします。

一番下の10款2項3目、区分1、教育振興費（小学校）と、次のページにあります区分1、教育振興費（中学校）については、入学準備金の基準額が改正されたことによる補正となっております。

46ページをお願いいたします。

中段にあります5項1目、区分1、学校給食費につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う幼稚園の給食費の副食費の負担分を計上してございます。

48ページをお願いいたします。

下のほうにあります11款1項1目、区分1、農業用施設災害復旧費は、台風5号による農地6件、施設7件の工事費です。その下の区分1、林業施設災害復旧費は、林道7カ所の工事費となっております。

50ページをお願いいたします。

13款2項1目、区分2、基金積立事業は、森林環境譲与税を基金に積み立てるものです。

以上が議案第62号の詳細説明です。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第63号について、詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（武田 恭子君） 保険課長です。議案第63号をお願いします。

議案第63号、令和元年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度由布市国民健康保険特別会計予算」の名称を「令和元年度由布市国民健康保険特別会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読みかえるものとし、「平成32年度」以降も同様とする。

令和元年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の補正。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,543万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億3,569万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和元年9月9日提出。由布市長。

まず、歳出から説明させていただきます。

事項別明細書、8ページ、9ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費9節旅費につきましては、職員の旅費8万5,000円の減額です。

1款2項1目賦課徴収費11節需用費につきましては、次期システム改修による納付書等の印刷で、32万1,000円の増額です。

4款2項1目保健衛生普及費7節賃金につきましては、臨時職員の交通費の増額で2万9,000円の増額をお願いします。

10ページ、11ページをお開きください。

5款1項1目基金積立金25節積立金につきましては、30年度決算剰余金の確定により、1,628万7,000円の増額を行っております。

7款1項5目保険給付費等交付金償還金23節償還金利子及び割引料については、前年度の国保普通交付金の超過交付分の精算により、3,668万1,000円の増額です。

7款1項8目特定健康診査等負担金償還金23節償還金利子及び割引料については、前年度の保健事業特別交付金の超過交付分の精算により、219万8,000円の増額であります。

以上が歳出の説明になります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

戻りまして、6ページ、7ページをお開きください。

10款1項1目一般会計繰入金は、26万5,000円の増額です。これは、歳出で説明いた

しました、1款の一般管理費、賦課徴収費、4款の保健衛生普及費に対するものです。

10款2項1目基金繰入金は、2,259万2,000円の増額です。これは、歳出の7款の過年度の交付金等の精算金を基金から繰り入れるものです。

11款1項2目その他繰越金、前年度決算に伴い、3,257万4,000円の増額です。

以上で、議案63号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第64号について詳細説明を求めます。健康増進課長。

○健康増進課長（馬見塚美由紀君） 健康増進課長です。議案第64号の詳細説明をいたします。

議案第64号令和元年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）。令和元年度由布市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,820万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億3,524万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和元年9月9日提出。由布市長。

内容を御説明いたします。

それでは、事項別明細書、6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、歳入です。

3款1項1目、3款2項1目、4款1項1目、そして5款1項1目の区分1、7款1項1目につきましては、高額医療合算、介護サービス費の必要見込み額の増加に係る予算措置をお願いするものです。

5款1項1目、区分2につきましては、過年度分として、30年度決算に伴う県負担金の確定により、追加交付となるものです。

7款1項3目につきましては、介護保険報酬改定に伴う介護台帳システム改修による事務費分を補正として繰り入れるものです。

7款2項1目介護給付費準備基金繰入金は、財源の不足分を介護給付費準備基金より、補正財源として繰り入れるものです。

それでは、8ページ、9ページをお願いいたします。

8款1項1目繰越金は、30年度決算に伴う繰越金の確定によるものです。

続いて、歳出です。

10から11ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費ですが、介護保険報酬改定に伴う事務処理対応に係るシステム費改修を補正するものです。

2款につきましては、高額医療合算介護サービス費の必要見込み額の増加に伴う予算措置をお

願いするものです。

3款1項1目介護給付費準備基金積立金ですが、地方財政法の第7条に対応し、余剰金の2分の1を積み立てるものです。

12ページ、13ページをお願いいたします。

5款1項2目償還金ですが、30年度決算に伴い、国・県及び支払い基金負担金の確定により返還となるものです。

5款3項1目他会計繰出金ですが、30年度決算に伴い、市の負担金の確定により一般会計へ返還となるものです。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第65号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（武田 恭子君） 保険課長です。議案第65号をお願いします。

議案第65号、令和元年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は「平成31年度由布市後期高齢者医療特別会計予算」の名称を、「令和元年度由布市後期高齢者医療特別会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読みかえるものとし、平成32年度以降も同様とする。

令和元年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出決算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ348万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,729万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和元年9月9日提出。由布市長。

まず、歳出から説明させていただきます。

8ページ、9ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費9節旅費につきましては、職員の普通旅費を1万3,000円減額するものです。

1款2項1目徴収費11節需用費につきましては、次期システムの納付書等の印刷製本で68万9,000円の増額となっております。

4款1項1目予備費につきましては、平成30年度後期高齢者医療の決算余剰金を歳入の4款繰越金280万8,000円を予備費に充てるものです。

次に、歳入を御説明します。

戻りまして、6ページ、7ページをお開きください。

3款1項1目事務費繰入金1節事務費繰入金につきましては、歳出の一般管理費徴収費分で、67万6,000円増額するものです。

4款1項1目繰越金につきましては、先ほど歳出で御説明いたしました、平成30年度後期高齢者医療の決算余剰金として、280万8,000円を増額しております。

以上で、議案第65号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第66号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（佐藤 正秋君） 水道課長でございます。議案第66号について詳細説明を申し上げます。

議案第66号、令和元年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。元号を改める政令の施行に伴い、施行日以降は「平成31年度由布市簡易水道事業特別会計予算」の名称を、「令和元年度由布市簡易水道事業特別会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読みかえるものとし、平成32年度以降も同様とする。

令和元年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ289万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,527万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和元年年9月9日提出。由布市長。

事項別明細書により御説明をさせていただきます。

8ページ、9ページをお開きください。

まず、歳出でございます。

1款1項1目総務管理費旅費については、4万2,000円の減額補正を行っております。積立金294万1,000円については、決算に伴い、基金積立金を増額するものでございます。

戻りまして、6ページ、7ページをお開きください。

歳入でございますが、今回の補正の財源といたしまして、5款2項1目基金繰入金を298万1,000円減額し、6款1項1目繰越金を平成30年度決算による繰越金の額が988万円に確定をしましたので、補正前の額400万円に、今回588万円を増額補正するものでございます。

以上で、説明とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第67号について詳細説明を求めます。環境課長。

○環境課長（後藤 睦文君） 環境課長です。議案第67号につきまして詳細を御説明申し上げます。

議案第67号、令和元年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。元号を改め

る政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は「平成31年度由布市農業集落排水事業特別会計予算」の名称を、「令和元年度由布市農業集落排水事業特別会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読みかえるものとし、平成32年度以降も同様とする。

令和元年度由布市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,597万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和元年9月9日提出。由布市長。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりまして御説明いたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

5款1項1目一般会計繰入金は、歳入予算が歳出予算を上回るため、57万1,000円減額するものであります。

6款1項1目繰越金につきましては、平成30年度決算が確定いたしましたので、114万3,000円増額するものでございます。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目1一般管理費、区分、25節積立金、農業集落排水事業基金積立金につきましては、歳入におきまして繰越金が確定いたしましたので、その2分の1を下らない額57万2,000円を増額するものでございます。

以上で、議案第67号の詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第68号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（佐藤 正秋君） 水道課長でございます。

議案第68号について、詳細説明を申し上げます。

議案第68号由布市水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、元号を改める政令の施行に伴い、施行日以降は「平成31年度由布市水道事業会計予算」の名称を、「令和元年度由布市水道事業会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読みかえるものとし、平成32年度以降も同様とする。

令和元年度由布市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和元年度由布市水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとお

り補正する。

款の科目の補正予定額と計のみを申し上げさせていただきます。

支出第2款水道事業費用、補正予定額78万4,000円、計5億9,662万6,000円、第3条、予算第5条に定めた事項及び限度額を次のように改める。

事項、水道施設管理業務委託、令和2年度、限度額4,000万円。令和元年9月9日提出。由布市長。

詳細につきまして、補正予算の説明書で御説明をさせていただきますので、4ページをお開きください。

収益的支出でございます。

2款1項1目15節委託料につきましては、入札減により、210万4,000円を減額し、27節の負担金として、由布市水道水源保護区域指定に関する協定書に基づき、槐木水源地の保全行為に関する負担金として、200万円を補正予定額として計上しているものでございます。

1項2目15節委託料として、水道管網図の管理システムデータ入れかえ支援業務として、98万9,000円を補正予定額として計上しているものでございます。

4目の総掛かり費の減額補正につきましては、旅費を減額するものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤 郁夫君） 以上で、各議案の詳細説明が終わりました。

皆さん、このまま議事を続けてよいようでしょうかね。

お諮りします。先ほど上程しました諮問第3号から諮問第6号並びに議案第51号及び議案第52号の人事案件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに全員による審議にしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに全員による審議とすることに決定いたしました。

まず、日程第16、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、諮問第3号を採決します。本案は原案に対し、適任と答申することに賛成の方の起

立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は原案に対し、適任と答申することに決定しました。

次に、日程第17、諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、諮問第4号を採決します。本案は原案に対し、適任と答申することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は原案に対し、適任と答申することに決定しました。

次に、日程第18、諮問第5号、人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、諮問第5号を採決します。本案は原案に対し、適任と答申することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は原案に対し、適任と答申することに決定しました。

次に、日程第19、諮問第6号、人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、諮問第6号を採決します。本案は原案に対し、適任と答申することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は原案に対し、適任と答申することに決定いたしました。

次に、日程第21、議案第51号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意を求める件を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第51号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第22、議案第52号、教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第52号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（佐藤 郁夫君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。次回の本会議は9月11日、午前10時から一般質問を行います。

なお、一般質問通告書追加分の提出締め切りは明日の正午まで、また議案質疑に係る発言通告書の提出締め切りは9月12日の正午までとなっておりますので、厳守をお願いいたします。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでございました。

午後4時30分散会
